

荒川水系

荒川中流右岸ブロック河川整備計画

(県管理区間)

(変更原案)

(案)

令和 年 月

(当初 平成 18 年 2 月)

埼 玉 県

目次

1. 荒川中流右岸ブロックの概要	1
1.1 荒川中流右岸ブロックの地域概要	1
1.2 荒川中流右岸ブロックの現状と課題	6
1.2.1 治水に関する現状と課題	6
1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題	11
2. 河川整備計画の目標に関する事項	17
2.1 計画対象期間及び計画対象区間	17
2.2 河川整備計画の目標	22
3. 河川整備の実施に関する事項	25
3.1 河川工事の目的、種類および施行の場所	25
3.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所	30
3.3 河川の機能の維持、保全等に関する事項	32

はじめに

河川整備計画策定の背景

わが国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、幾度かの改正を経て現在にいたっている。特に、昭和 39 年の河川法改正では、水系一貫管理制度の導入など、治水、利水の体系的な制度の整備が図られ、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、その後の社会経済状況の変化に伴い、「川」や「水」に対する地域や人々の要望も大きく変化し、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められた。

こうした変化を踏まえて、平成 9 年の河川法の改正では、河川行政において水質、生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといった国民のニーズの増大に応えるべく、河川法の目的として、治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。

また、地域の人々の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、計画的に河川の整備を実施すべき区間については、従来の治水、利水の河川工事に、河川環境の整備と保全を加えた「河川整備計画」の策定が義務づけられた。

河川整備計画変更の経緯

埼玉県では平成18年2月に荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画（県管理区間）を策定し、同計画に基づき、これまで河川整備や河川管理施設の維持管理を進めてきたところである。

その後、平成25年6月には水防法及び河川法の一部を改正する法律が公布され、近年頻発する水害や構造物の老朽化等を踏まえ、水防活動及び河川管理の充実・連携の強化を図るため「河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置」、「河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設」等が規定された。

また、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風では、県内全域の平均2日間雨量（令和元年10月11日～12日）が300mmを越える記録的な降雨となり、県管理河川では、荒川中流右岸ブロック内の都幾川及び新江川の計2箇所での堤防決壊を含む、57箇所での溢水・越水[※]が発生した。県管理河川での堤防決壊は、昭和57年台風第18号以来、37年ぶりのことであり、内水浸水等によるものを含めて、県内全域で約7,000棟を超える家屋被害が発生した。

こうしたことを受け、洪水等による流域の社会情勢の変化、地域の意向、河川整備の進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜、河川整備計画の内容について点検を行い、必要に応じて変更することとされているため、県管理河川に係る全ての河川整備計画の点検を行い、荒川中流右岸ブロック河川整備計画を変更することとした。

※ 溢水とは堤防がないところで川などの水があふれ出ることを指し、越水とは堤防があるところで川などの水があふれ出ることを指す。

荒川中流右岸ブロック河川整備計画の内容

これまで、埼玉県荒川水系における河川工事は、治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「荒川水系工事实施基本計画」－建設省（現・国土交通省）－に基づき、河川ごとに所定の洪水を安全に流下させることを目的とした「河川改良工事全体計画」－埼玉県－を策定し、工事を実施してきた。

そして、河川法の改正を受け策定を行う本計画は、これまでの治水、利水に加えて河川環境の整備と保全を取り入れ、河川の工事及び維持、管理の目標や実施に関する事項について示したものである。

また、本計画の対象とする期間は概ね 30 年間であるため、実施する内容について細部まで定めることは困難である。そのため、最新の技術や知見、社会状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方など、その方向性を大きく示していくものとした。

このような背景のもと、「荒川中流右岸ブロック河川整備計画」では、治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や荒川水系全体の計画の一貫性を考慮し、治水計画の流下能力を確保することと、**調節池等を組み合わせた合流点処理を主な整備内容とした。**

利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。

河川環境の整備と保全に関する事項については、各河川が多種多様な河川環境を有していることを鑑み、河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や考え方をまとめることとした。

維持管理に関する事項については、河川管理施設や許可工作物に関して、良好な状態に保つよう維持又は修繕の方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については「河川維持管理計画」を別途作成することとした。また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するための取り組みの方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については、国・県・市町村を構成員とする「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定め、一体的・計画的に取り組んでいくこととした。

1. 荒川中流右岸ブロックの概要

1.1 荒川中流右岸ブロックの地域概要

荒川中流右岸ブロックは、荒川本川中流の熊谷市から川越市にかけての荒川右岸側に位置している。本ブロックは山地と丘陵地、平野部が混在する自然豊かな地域であり、本ブロックの河川は秩父山地や丘陵地から荒川低地へと流れ、最終的に和田吉野川、市野川、入間川の3川となって荒川に合流している。

荒川中流右岸ブロックは、県内の21市町村にまたがり、面積約920km²で県全体面積の約1/4を占める。ブロック内の人口は、約161万人(平成31年時点)で県人口の約22%を占める。

古くは石器時代から人が住み着き、奈良時代には渡来人によってもたらされた大陸文化の影響を受け、時を経て近代では首都圏と相まって発展してきた地域であり、多数の有形・無形の文化財を擁している。現代においては首都圏へのアクセスの利便性からベッドタウンとしての宅地開発がされている。

また、山地、丘陵地、低平地に分類される地形の多様さから、「高麗川の巾着田」や「入間川の飯能河原」、こまがわ きんちやくだ「入間川がわの飯能河原はんのうがわら」、つきがわ らんざんけいこく「槻川の嵐山溪谷」に代表される多数の河川に係わる景勝地を擁し、加えて流域内には運動公園やゴルフ場等のレジャー施設も充実しているため、休日には余暇を楽しむ人々が多数訪れる地域となっている。

本ブロックには大小さまざまな河川が流れており、県管理河川は46河川におよぶ。このうち、入間川、越辺川、小畔川、都幾川、高麗川の下流部は、国が管理している。

本ブロック内の河川は流域の地形的特性を反映して、山間部の溪流から平野部のゆったりした流れまで、様々な特徴を持っている。このような多様な河川環境が存在することが、本ブロックの大きな特徴と言える。また、河川沿いに水田や集落が発達しており、流域の住民にとっても河川が身近な存在になっている。



図 1.1 入間川の飯能河原（飯能市）



地形・地質

荒川中流右岸ブロック西部の山地は秩父山地の一部をなしており、ブロックの西端には 1,000m 未満の峰が連なっている。この秩父山地の東端に接する形で比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵半島状に東に突き出し、さらにこれら丘陵の東側縁辺部に東松山台地、入間台地等が分布している。ブロック東部に広がる平地は関東平野の一部をなす荒川低地で、関東平野の西北端に位置している。山地は主に中・古生代に形成された堆積岩や変成岩からなっており、丘陵地や台地は第三紀に形成された礫層や堆積層、平地は第四紀に形成された砂や泥からなる沖積層となっている。

気象・気候

荒川中流右岸ブロックの気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の太平洋岸性気候である。年間の平均気温は 15℃程度で、季節に応じて 3～27℃の範囲内で変動する。また、降雨については、年間の総雨量が 1,300～1,700mm 程度となっており、梅雨や台風の影響により夏に多く、冬に少ない傾向がある。

動植物

荒川中流右岸ブロック内の植生は、植林による人為的影響を大きく受けており、全体としてスギ・ヒノキの人工林の占める割合が高い。自然林としては台地・丘陵地においてコナラ・クリ群落、アカマツ・ヤマツツジ群集、モミ・シキミ群集等、山地においてミズナラやヤマザクラなどが人工林の間に存在する。

また、低平地においても、かつて存在した広大な低湿地帯のほとんどが開発され、農地や市街地に変わってしまったため各所に雑草群落が見られる。河川敷においては、オギ群落、ヨシ群落が見られる。

ブロック内の動物としては、魚介類ではアユを初めとしてウグイなどコイ科魚類やマシジミなど、哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドキツネなど、鳥類ではアオバズク、イカルチドリ、サギ類、カワセミなど、両生類ではトウキョウサンショウウオ、モリアオガエルなど、昆虫類ではハルゼミ、オオムラサキなどが生息している。

また、荒川中流右岸ブロック内には、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018（平成 30 年 3 月）」に絶滅危惧種等として掲載されている、スナヤツメ類やヤリタナゴ、ホトケドジョウ、ミナミメダカなどの魚類、オオタカ、ヤマセミなどの鳥類、カジカガエル、アカハライモリなどの両生類、ゲンジボタルなどの昆虫類の生息が確認されている。

なお、荒川中流右岸ブロックは、国の天然記念物であるミヤコタナゴの主な生息地となっていたが、現在では、野生絶滅が確認されている（平成 30 年 3 月時点）。

土地利用

荒川中流右岸ブロックにおける土地利用について、国土数値情報によると、平成9年では流域の約44%が森林、約16%が住宅・市街地、約13%ずつが水田と畑であったが、平成28年では約43%が森林、約23%が住宅・市街地、約11%が水田、約10%が畑となっており、1970年代から過去50年間では、森林、水田、畑が減少し、住宅・市街地が増加していることから相対的に市街地化が進んできている。

名勝

景勝地として特に有名なのは、独特の地形を持つ「高麗川の巾着田」や、河原遊びも楽しむことができる「入間川の飯能河原」、溪谷の素晴らしい景勝が京都の嵐山に似ていることから武蔵嵐山と名付けられた「槻川の嵐山溪谷」である。その他にも、越生梅林、黒山三滝、鎌北湖、名栗湖、名栗溪谷等多数の景勝地がある。



図 1.3 嵐山溪谷（嵐山町）

歴史

荒川中流右岸ブロックに人間が住み始めたのは、縄文時代以前の今からおよそ2万年前と考えられる。また、奈良時代の初め、高麗人の渡来により大陸文化が伝えられ、文化・産業の基礎が築かれた。江戸時代には、江戸の発展にともない、江戸近郊の農業地域として開拓が進み、河川では舟運や漁が盛んに行われるようになった。近年になり、首都近郊の立地条件の良さから、宅地開発がブロック内の各地で進められた。



図 1.4 いかだ流し（飯能市）

現在の荒川中流右岸ブロックの川は、最終的に荒川に流入しているが、その荒川の川筋は古くは和田吉野川のものであった。江戸時代初期の1629年に、現在の熊谷市久下付近で元の荒川の川筋を締め切り、荒川の本流を和田吉野川に付け替える工事が行われ、入間川へと続く現在の荒川の様相となった。この工事により、江戸の水害の軽減や埼玉県の新田開発の促進、舟運の開発等の効果があった。

しかし、こうした開発に伴い、現在の荒川本川に接するようになった地域では、たびたび大きな水害が発生し、流域内では輪中堤や霞堤※の築造が行われた。

※ 霞堤とは、あらかじめ堤防の間に切れ目をいれた不連続堤のことであり、洪水時において堤防の開口部から洪水を流入させ、一時的に遊水させる機能を有している。

このようにして、治水事業は江戸時代より盛んに行われてきたが、水害は頻繁に生じてきた。明治以降も大水害が続いたが、段階的な河川改修の結果、昭和 22 年以降は大規模な堤防の決壊を伴う洪水は起こっていなかった。

史跡・文化財

荒川中流右岸ブロックには、国・県から指定を受けている史跡や文化財が数多くあり、ブロック内で計 335 件が指定されている。

例えば、嵐山町・吉見町・ときがわ町の 4 箇所の城館跡からなる比企城館跡群、東松山市の等覚院の木造阿弥陀如来坐像、吉見町の吉見百穴、日高市の高麗村石器時代住居跡、高麗神社本殿、聖天院の梵鐘、毛呂山町の出雲伊波比神社本殿、ときがわ町の慈光寺の開山塔と銅鐘、鶴ヶ島市の脚折雨乞い行事等がある他、ユネスコ無形文化遺産に登録されている小川町と東秩父村の細川紙もある。さらに、吉見百穴のヒカリゴケ発生地は国の天然記念物に指定されている。

一方、古くから水害常襲地帯であった荒川の沿川では、人々が洪水から逃れるために水塚を築き、その上に水屋と呼ばれる建築物を設けていた。

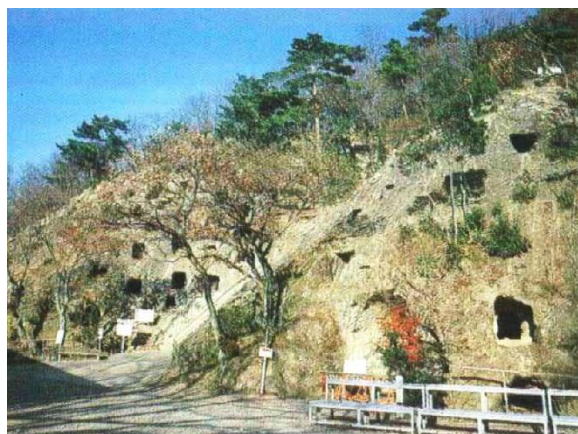


図 1.5 吉見百穴（吉見町）



図 1.6 水塚の上の水屋（川島町）

1.2 荒川中流右岸ブロックの現状と課題

1.2.1 治水に関する現状と課題

(1) 過去の洪水の概要

荒川中流右岸ブロックでは、主に東部の低平地においてたびたび浸水被害が生じている。特に被害の大きかった洪水は、昭和 57 年 9 月洪水、平成 11 年 8 月洪水、令和元年 10 月洪水（令和元年東日本台風）である。

中でも、令和元年 10 月洪水では、ブロック全域において記録的な降雨となり、荒川中流右岸ブロックの 46 河川中 11 河川で溢水・越水が発生し、特に都幾川、新江川では越水に伴う決壊に至った。また、53 箇所の河川管理施設で被害が生じた。

水害の形態は、河道の流下能力不足や支川合流点における本川から支川への逆流、支川から本川への排水不良による水位上昇が主な原因である。

表 1.1 荒川中流右岸ブロックにおける過去の主な水害※1

洪水発生日	総雨量※2	浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)	要因
S57(1982 年).9.10～12	332mm	5,354	2,102	台風 18 号
S58(1983 年).8.12～19	357mm	2	4	台風 5 号、6 号
H2(1990 年).9.24～10.1	185mm	283	53	台風 20 号
H2(1990 年).11.27～12.3	273mm	1,378	148	台風 28 号
H3(1991 年).8.19～24	276mm	6.4	297	台風 12 号・豪雨
H3(1991 年).10.6～18	335mm	58	108	台風 21 号
H5(1993 年).8.26～27	164mm	108	34	台風 11 号
H8(1996 年).9.21～23	151mm	3	3	台風 17 号
H10(1998 年).8.27～30	320mm	401	30	台風 4 号
H10(1998 年).9.15～16	199mm	373	15	台風 5 号
H11(1999 年).8.12～14	419mm	1,048	705	熱帯低気圧
H12(2000 年).7.7～9	140mm	161	17	台風 3 号
H14(2002 年).7.9～12	279mm	155	8	台風 6 号
H14(2002 年).9.30～10.3	177mm	270	38	台風 21 号
H19(2007 年).9.5～7	238mm	1	5	台風 9 号
H28(2016 年).8.21～23	190mm	53	73	台風 9 号
H29(2017 年).10.20～23	262mm	1,668	39	台風 21 号
R 元(2019 年).10.12～13※3	384mm	3,755	1,402	令和元年東日本台風 (台風 19 号)

【参考】

川越市久下戸の氷川神社境内に立つ石灯籠には寛保2年（1742年）の大洪水の水位が刻まれており、入間川水系の大洪水を物語るうえでも重要な記録である。

※1：過去40年間に荒川中流右岸ブロック内の河川において1ha以上の浸水及び家屋被害が発生したものを抽出した。

※2：S57～H14年の総雨量は、ブロック内の8観測所（名栗、吾野、堂平、小川、越生、飯能、鶴ヶ島、高坂）の観測値を平均して算定した。H19年以降の総雨量は、ブロック内の7観測所（名栗、吾野、小川、越生、飯能、鶴ヶ島、高坂）の観測値を平均して算定した。

※3：R元年の浸水面積・浸水戸数は埼玉県資料による。その他の水害は水害統計（国土交通省）から集計による。

図 1.7 令和元年東日本台風における荒川中流右岸ブロックの被災箇所





図 1.8 主な洪水時の状況

(2) 治水施設の整備状況

荒川中流右岸ブロックでは、**全県的な整備目標である時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水に対する整備を進めてきており、年超過確率^{※1}概ね 1/3 程度の降雨**に対応することと、過去の洪水の際の浸水状況を踏まえた治水施設の整備を実施することを整備目標としている。

これに基づき、平成 18 年 2 月に荒川中流右岸ブロック河川整備計画を策定し、**流下能力向上のための河道改修、内水排除のための排水機場の整備（飯盛川）、合流点処理（九十九川、葛川）を治水工事として実施してきており、内水に伴う浸水はたびたび発生しているものの、河川からの溢水・越水に伴う外水氾濫は一定程度減少してきた^{※2}。**

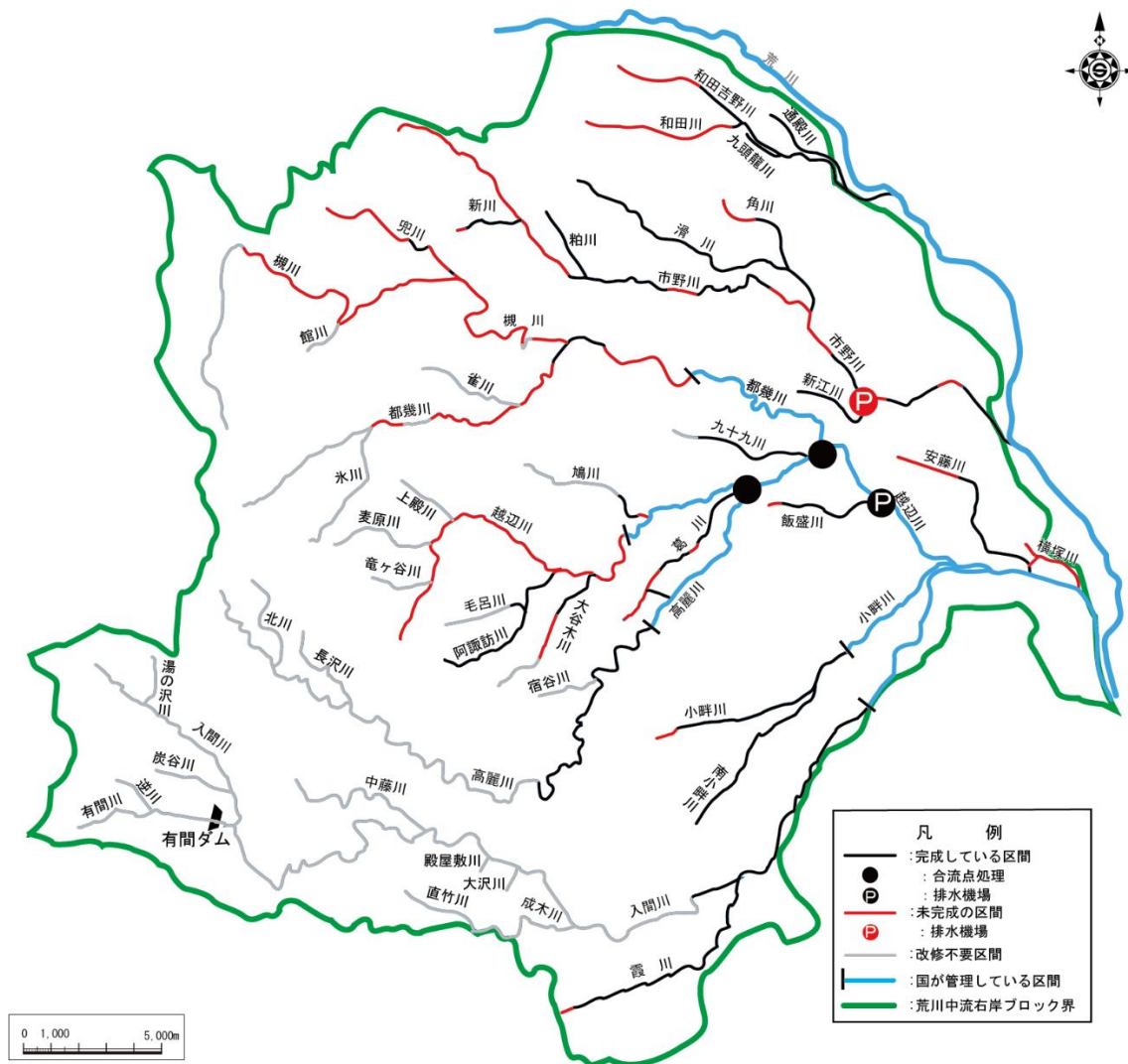


図 1.9 治水施設の整備状況（令和元年度末時点）

※1:年超過確率とは、毎年、一年間にその規模を超える事象が発生する確率を指す（10 頁参照）。

※2:例えば、平成 29 年 10 月の台風 21 号の際には、内水被害が生じたものの溢水・越水に伴う外水氾濫が防止された（水害統計による）。

(3) 治水事業の課題

荒川中流右岸ブロック内では、治水施設の整備を積極的に実施してきたものの、いまだ河川の断面が小さい未整備区間や、本支川での合流点処理が十分に行われていない箇所等が残っているほか、ブロック内の土地開発が進み、流域の保水能力が低下していることから、大雨が降ると周辺の水田や住宅地等で浸水被害が発生し、人々の生活に大きな影響を及ぼしている。近年には、整備水準を上回る洪水が発生してきており、令和元年東日本台風では記録的な降雨によりブロック全域で甚大な被害が発生した。

このため、これらの未整備箇所については、洪水による被害状況や流域における土地利用状況等を考慮し、緊急性・必要性の高い箇所から治水施設の整備を進めていく必要があり、また、必要に応じ、堤防の漏水・浸透対策等を進めるとともに、河川管理施設の適切な維持管理を行い、計画的に施設の長寿命化を図っていくことが不可欠である。

併せて、埼玉県においては、開発に伴う雨水の急激な流出増を抑制するため、平成 18 年 10 月より「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を施行し、開発者に調整池の設置を要請しているところであり、引き続き流域内の保水機能・貯留機能の維持を行っていくことが必要である。

加えて、近年の外力の増大を踏まえ、決壊リスクを低減し、壊滅的な被害を免れるため、堤防の強化や排水機場の耐水化対策等を進めていく必要がある。

一方で、国では、気候変動の影響等に伴い、全国的に頻発化・激甚化する水災害に対応するため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指し、従来までの河川・下水道管理者等による治水に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を目指すとしている。

本県においても、今後の治水対策として、気候変動の進行に伴う豪雨の頻発化・激甚化により、毎年のように大洪水が起きることを前提に、ハード対策とソフト対策の両面から備えを進めていくことが必要である。

このため、荒川中流右岸ブロックのみではなく、荒川流域全体を見据えた「流域対策」として、

- ・ 氾濫をできるだけ防ぐ対策
- ・ 被害対象を減少させるための対策
- ・ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

を総合的かつ多層的に実施することで、国や市町村、地域住民等とともに、流域における浸水被害軽減を図っていく必要がある。

1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

(1) 動植物

荒川中流右岸ブロックは、山地、台地、低平地と変化に富んだ地形を有しており、大小様々な河川を軸に多様な環境が形成され、生物の良好な空間となっている。

ブロック内の河川は、山地を源流とする河川と丘陵地や溜池、農業排水を源流とする河川の2種類に大別される。

山地を源流とする河川としては、入間川、都幾川、越辺川、高麗川、槻川等が代表的な河川である。これらの河川では瀬・淵が発達し、砂礫も多く、河原がしやすい傾向があり、上流部をはじめとして良好な自然河川の環境を呈している。

丘陵地を源流とする河川としては、市野川や和田吉野川等が代表的な河川で、これらの河川では歴史的に人の手が加わり、農業用の用排水路等として利用されるなど地域の生活に密着した河川が多い。

荒川中流右岸ブロック内の河川には、以下のような特徴的な環境が多く残されており、このような場所は生物にとって良好な環境となっている。

- ・入間川、都幾川、越辺川等の平野部は、比較的広い河川敷幅を有しており、まとまった自然が残されている。入間川には、砂礫地や湿生草地、河畔林等、水辺の生物の生息に適した環境を残す河川敷が広がっており、ホンドキツネやイカルチドリが生息し、河川生態系の拠点となっている。
- ・小畔川、南小畔川、高麗川等の平野部を貫流する区間の河川敷にも、湿生草地や河畔林、砂礫地等が発達した良好な自然が維持された空間がみられる。
- ・高麗川、入間川等の山地部を貫流する区間では、河畔林をひかえた良好な環境が残されている。このような区間では、トウキョウサンショウウオをはじめ注目すべき生物種が生息しているところが多い。

近年、河川は身近な自然環境として、また動植物にとっての貴重な生息・生育・繁殖環境として、その重要性の認識が高まっていることから、堰等の横断工作物により河川の縦断方向の連続性を少しでも分断されないように魚道の設置を推進していくことや、ブロック内に生息する動植物等について、生息・生育・繁殖状況の調査や情報収集を進め、自然環境の保全のための方策を講じていくなど、荒川中流右岸ブロックにおいても今後は、動植物に配慮した河川の整備や管理を進めていく必要がある。

また、河川だけに限った議論ではないが、元来その地域に生息していない生物を移入することは、地域固有の遺伝子のかく乱、食害、疾病、生物間の相互関係のかく乱を引き起こすことが問題となっており、荒川流域においても近年、種のかく乱が懸念されている。

(2) 水利用

荒川中流右岸ブロックでは、ブロック内の河川から取水された水が主に農業用水や水道用水として利用されている。許可水利権の内訳は、県管理区間から取水している農業用水が $2.41\text{m}^3/\text{s}$ （許可水利権量全体の約 70%）、水道用水が $0.97\text{m}^3/\text{s}$ （許可水利権量全体の約 28%）、工業用水が $0.02\text{m}^3/\text{s}$ （許可水利権量全体の約 1%）をそれぞれ占めている。許可水利権の取水件数については、農業用水が 20 件、水道用水が 13 件、工業用水が 1 件、その他用水が 1 件の計 35 件である。農業用水の利用によるブロック内かんがい面積は、約 4 千 ha となっている。

なお、慣行水利権については、農業用水が 194 件、工業用水が 32 件設定されているが、取水量が不明である。

また、比企地方の水源域には多数の溜池（谷地）が築造され、水田かんがいに利用されているのが特色になっている。今後、堰の改築を行う際には慣行水利から許可水利への転換を図る等、水利用の適正な管理を推進することが望ましい。

埼玉県では、人口の増加、産業の発展、生活水準の向上等により水需要が増大したことと、地盤沈下対策として地下水から表面水へ転換したことにより、河川水への依存度が高まっており、水資源開発施設の設置場所を他県に依存する割合が高くなっていることが課題として挙げられる。このような状況の中、入間川支川の有間川（飯能市）では、入間川総合開発事業の一環として県営初の多目的ダム「有間ダム」が昭和 61 年 3 月に完成し、洪水調節、流水の正常な機能の維持、都市用水の確保の機能を果たしている。



図 1.10 有間ダム（飯能市）

(3) 流況

荒川中流右岸ブロックの流況は、平成 21 年～30 年の平均渇水流量を見ると、入間川では下流で 3.31 m³/s（菅間地点）、上流で 0.17 m³/s（落合橋）、越辺川では 0.32 m³/s（入西地点）、小畔川では 0.35 m³/s（八幡橋地点）、都幾川では 0.30 m³/s（野本地点）、市野川では下流で 0.75 m³/s（小見野地点）、中流で約 0.40 m³/s（天神橋地点）、和田吉野川では 0.15 m³/s（玉作地点）となっている。

人間川では下流の国管理区間で瀬切れが生じ、魚類への大きな影響が生じたこともあり、県管理区間においても今後、各河川において利水状況や動植物の生息・生育・繁殖等に必要な適正な流量の検討と流量の確保が課題となっている。

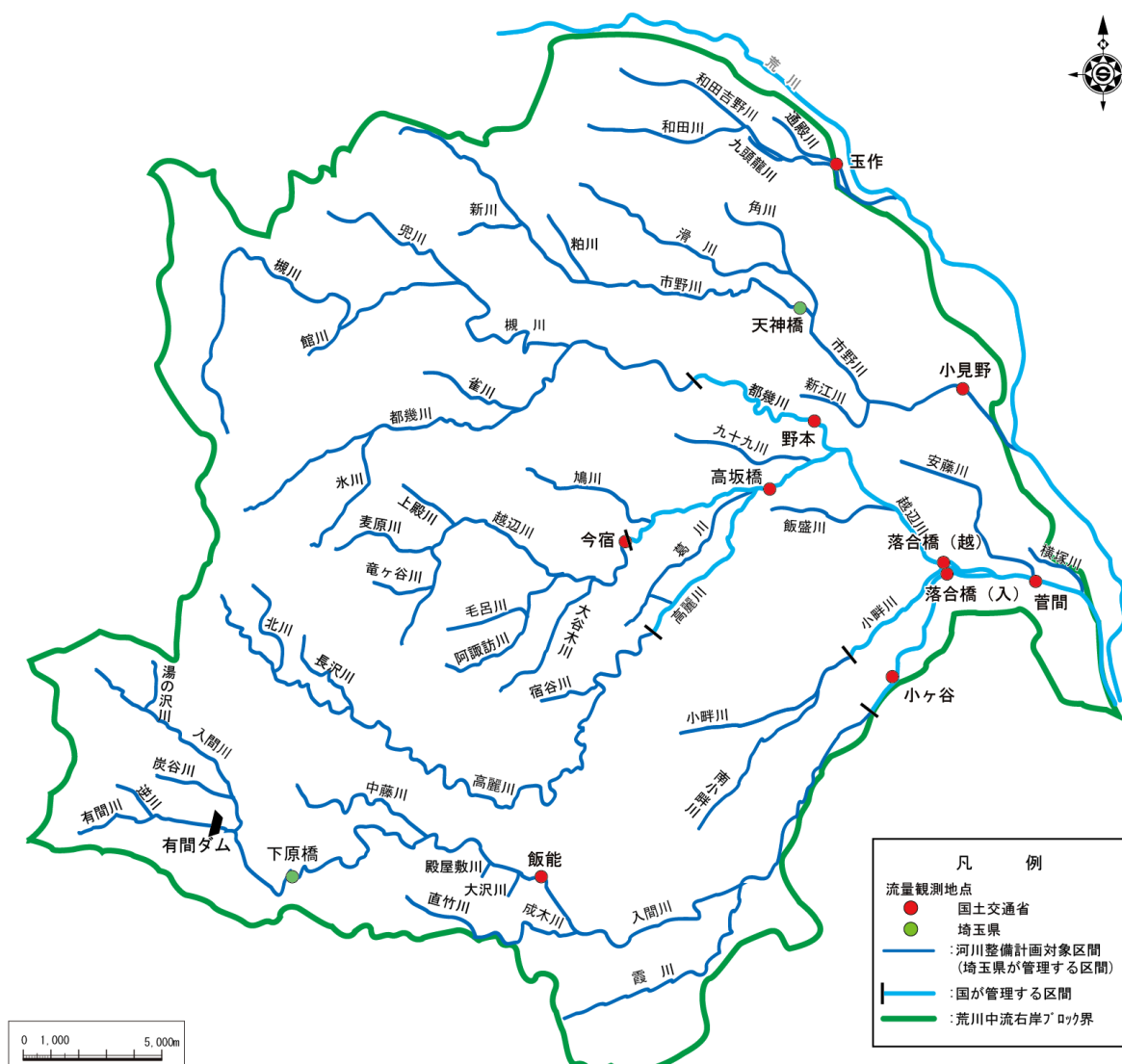


図 1.11 荒川中流右岸ブロックにおける流量観測地点

(4) 水質

荒川中流右岸ブロック内の河川の水質は、良好な水質を維持している基準点がある一方、環境基準を達成していない基準点もある。

直近5か年(2014年～2018年)で連続して環境基準を達成した基準点は、入間川の落合橋(A類型)・給食センター前(A類型)、越辺川の今川橋(A類型)、都幾川の東松山橋(A類型)、槻川の兜川合流点前(B類型)、高麗川の高麗川大橋(A類型)、小畔川のとげ橋(B類型)、霞川の大和橋(B類型)、成木川の成木大橋(A類型)、和田吉野川の吉見橋(B類型)がある。

一方、直近5か年で連続して環境基準を達成しなかった基準点は、入間川の入間大橋(A類型)、越辺川の落合橋(B類型)、市野川の天神橋(B類型)・徒歩橋(C類型)である。

引き続き、関係機関や地域と連携・協力して、様々な水質対策を講じていく必要がある。



図 1.12 荒川中流右岸ブロックにおける水質の類型指定と観測地点

(5) 河川利用

荒川中流右岸ブロックの河川で比較的広い河川敷を有する入間川、越辺川、都幾川、高麗川等では、河川敷が広場や公園等に利用されており、スポーツやレクリエーション、憩いの場として数多くの人々から親しまれている。

また、近年のアウトドアブームを受け、休日には地域住民に加えて首都圏からも多くの人々が、デイキャンプやバーベキューなどのレジャー目的で河川やその周辺に訪れている。

荒川中流右岸ブロック内の一級河川には、第5種共同漁業権が漁業協同組合に免許され、アユをはじめとする魚類の増殖と漁業利用が図られている。

このように、荒川中流右岸ブロックの河川は、地域や首都圏の人々の憩いや安らぎの場として非常に重要な役割を担っている。一方、河川の利用の増加に伴い、ゴミの散乱や河原への車の進入等、環境やマナーの悪化が問題とされている。そこで、今後は、誰もが安全で快適に河川敷を利用できるように、地域と連携しながら適正な維持管理を進め利用の増進を図っていく必要がある。



図 1.13 都幾川の木の間キャンプ場（ときがわ町）

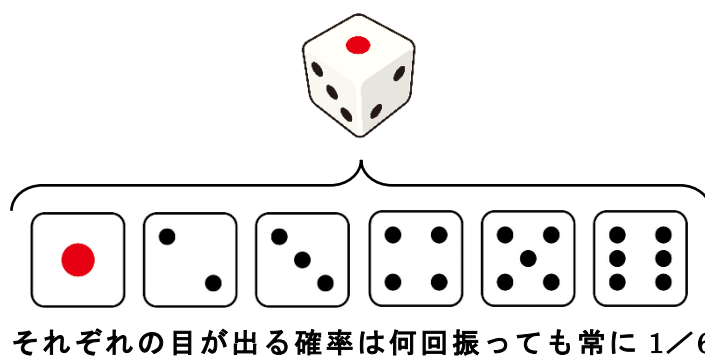
【参考（コラム）】年超過確率について

年超過確率とは、毎年、1年間にその規模を超える事象が発生する確率を示しています。

例えば、「日雨量 220mm、年超過確率 $1/10$ の規模の洪水」の場合、毎年、1年間に日雨量 220mm を超える規模の洪水が発生する確率が $1/10$ （10%）であることを示しています。洪水が 10 年間隔で発生するという意味を示しているものではありません。

サイコロを例に用いると、以下の内容になる。

- ・サイコロを振って 1 の目が出る確率は常に $1/6$ である。
- ・サイコロを六回振って、1 の目が出るのはそのうち一回と決まっていない。二回以上 1 の目が出ることもあれば、一回も 1 の目が出ないこともある。
- ・サイコロを振って 1 の目が出た場合、次に 1 の目が出るのは六回後と決まっていない。1 の目が連続して出ることもある。



出典：「年超過確率について」

平成 24 年 10 月 16 日 事務連絡 水管理・国土保全局河川計画課 河川計画調整室長

2. 河川整備計画の目標に関する事項

本計画は、「水害を軽減する安全な川づくり」と「川の個性、地域との関わりを踏まえた川づくり」を進め、「安全で豊かな自然を有した荒川中流右岸ブロック」及び「次世代に継承できる川」の実現を目指す。

河川整備にあたっては、近年の浸水被害状況や、流域内のまちづくりや資産の集積状況等を考慮しながら、自然豊かな荒川中流右岸ブロックの特徴に合わせた整備を行う。

荒川中流右岸ブロックの河川は、概ね荒川本川に向かって、ブロックの西部の山地から台地を経て平地部へ流下し、ブロック東部の荒川本川周辺部の低平地において度々浸水被害が生じている。埼玉県では、これまでも積極的に治水施設の整備を進めてきたところであるが、未だ多くの箇所で浸水被害が発生しており、引き続き改修が必要な状況である。

また、当ブロックは首都圏の 40km 圏から 70km 圏の間に位置し、その立地条件の良さから、流域内では市街地の拡大が進んでおり、治水施設の整備が求められている。

当ブロックの河川は、国土交通省が管理する区間との関連が強いことから、国の整備と連携し、より効果的な治水施設の整備を進めるとともに、自然豊かな荒川中流右岸ブロックの特徴に十分配慮しながら、安全で豊かな自然を有した荒川中流右岸ブロックの実現を目指す。

なお、本計画は、まちづくりなどの社会状況、流域の自然状況、河道状況等の変化や、新たな知見・技術等の変化により、適宜見直しを行う。

2.1 計画対象期間及び計画対象区間

(1) 計画対象期間

計画の対象期間は、計画策定時から概ね 30 年間とする。

(2) 計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、荒川中流右岸ブロックにおける一級河川のうち埼玉県が管理する全ての区間とする。表 2.1 と図 2.1 に対象区間を示す。

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (1/3)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
いるま 入間川	左岸：飯能市大字上名栗字東山中1981番地先 右岸：同市同大字同字西山中2046番のイ地先	国管理区間 上流端	51,273
よこつか 横塚川	左岸：川島町大字曲師字曲がり居野91番の1地先 右岸：同町同大字同字90番地先	入間川への 合流点	2,500
あんどう 安藤川	左岸：川島町大字南園部字五反田276番1地先 右岸：同町同大字北園部字安藤539番地先	入間川への 合流点	7,475
おつべ 越辺川	左岸：越生町大字栗山字南山1188番地先 右岸：同町同大字同字東697番地先	国管理区間 上流端	16,880
こあぜ 小畔川	日高市大字高萩字西王神2,550の1地先の町道橋	国管理区間 上流端	8,840
みなみこあぜ 南小畔川	日高市大字大谷沢字大門向田652番の1地先の県道橋	小畔川への 合流点	6,470
いいもり 飯盛川	左岸：坂戸市大字片柳字風原549番の2地先 右岸：同市同大字同字西谷722番の2地先	越辺川への 合流点	4,300
ととき 都幾川	左岸：ときがわ町大字大野字竹ノ谷1,372番地先 右岸：同町同大字同字鳶の巣1,027番1地先	国管理区間 上流端	27,600
つき 槻川	左岸：東秩父村大字白石字本皆戸393番の1地先 右岸：同村同大字同字萩殿763番地先	都幾川への 合流点	24,899
かぶと 兜川	左岸：小川町大字勝呂字片瀬555番地先 右岸：同町同大字同字落合185番地先	槻川への合 流点	6,900
たて 館川	左岸：小川町大字腰越字赤木1,818番地先 右岸：同町同大字同字大芝戸3,039番のイ地先	槻川への合 流点	2,100
すずめ 雀川	左岸：ときがわ町大字日影字小北563番地先 右岸：同町同大字同字高谷660番地先	都幾川への 合流点	6,000
ひ 氷川	左岸：ときがわ町大字桐平字小林1番地先 右岸：同町同大字同字大津久657番地先	都幾川への 合流点	4,350
つくも 九十九川	左岸：東松山市大字岩殿字入山1,359番地先 右岸：同市同大字同字青木の入1,333番地先	越辺川への 合流点	6,000
こま 高麗川	左岸：飯能市大字坂元字小ノ神戸1,345番の1地先 右岸：同市同大字同字長比良1,431番の4地先	国管理区間 上流端	32,425
しゅくや 宿谷川	左岸：毛呂山町大字宿谷字坂口208番の1地先 右岸：同町同大字同字西ヶ谷209番地先	高麗川への 合流点	1,500
ながさわ 長沢川	左岸：飯能市大字高山字日影121番の3地先 右岸：同市同大字同字井尻106番のイ地先	高麗川への 合流点	4,300
きた 北川	左岸：飯能市大字北川字石風呂1,183番の1地先 右岸：同市同大字同字岩井沢1,150番の7地先	高麗川への 合流点	4,700

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (2/3)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
くず 葛川	毛呂山町大字下川原字田向 461 番の 35 地先の東武鉄道越生線鉄道橋	越辺川への合流点	7,800
はと 鳩川	左岸：鳩山町大字高野倉字貫 429 番のイ地先 右岸：同町同大字同字笹原 416 番地先	越辺川への合流点	6,820
おおやき 大谷木川	左岸：毛呂山町大字大谷木字太平 2 号 1,266 番の 10 地先 右岸：同町同大字同字亀石甲 898 番の 1 地先	越辺川への合流点	4,900
もろ 毛呂川	左岸：毛呂山町大字滝の入字住吉 1,337 番の 2 地先 右岸：同町同大字同字 908 番地先	越辺川への合流点	1,300
あすわ 阿諏訪川	左岸：毛呂山町大字阿諏訪ひの字 1,385 番地先 右岸：同町同大字同字にの字 143 番地先	毛呂川への合流点	2,500
かみどの 上殿川	左岸：ときがわ町大字大付字小山沢 467 番地先 右岸：越生町大字上谷字雨請松 549 番地の 2 地先	越辺川への合流点	2,500
むぎわら 麦原川	左岸：越生町大字麦原字柿の木平 990 番の 2 地先 右岸：同町同大字同字鳶の巣 1,067 番地先	越辺川への合流点	3,500
たつがや 竜ヶ谷川	左岸：越生町大字竜ヶ谷字女滝 911 番地先 右岸：同町同大字同字夫婦岩 955 番の 1 地先	越辺川への合流点	3,500
かすみ 霞川	青梅市師岡城前 1,440 番の 1 地先の柿沢橋	入間川への合流点	10,338
なりき 成木川	左岸：青梅市成木 7 丁目 1,304 番地先 右岸：同市成木 7 丁目 1,248 番地先	入間川への合流点	4,600
なおたけ 直竹川	左岸：飯能市大字上直竹上分字東細田 363 番地 右岸：同市同大字同字上ノ久保 302 番地先	成木川への合流点	4,800
おおさわ 大沢川	左岸：飯能市大字大河原字金穴 378 番地先 右岸：同市同大字同字 374 番地先	入間川への合流点	963
とのやしき 殿屋敷川	左岸：飯能市大字大河原字大谷口 889 番地先 右岸：同市同大字同字 888 番 1 地先	入間川への合流点	512
なかとう 中藤川	左岸：飯能市大字南字上中沢 251 番地先 右岸：同市同大字同字畑中 610 番地先	入間川への合流点	6,200
ありき 有間川	左岸：飯能市大字下名栗字栃の木出入口 1,798 番地先 右岸：同市同大字同字日影大淵 1,789 番地先	入間川への合流点	9,100
さかき 逆川	左岸：飯能市大字下名栗字井戸入 1,808 番地先 右岸：同市同大字同字逆川 1,807 番地先	有間川への合流点	1,800
すみや 炭谷川	左岸：飯能市大字上名栗字炭石入 3,047 番の 1 地先 右岸：同市同大字同字炭谷日影 3,049 番の 1 地先	入間川への合流点	2,600
ゆのさわ 湯の沢川	左岸：飯能市大字上名栗字釜の入 1,252 番の 1 地先 右岸：同市同大字姥補 1,415 番の 1 地先	入間川への合流点	1,900

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (3/3)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
いちの 市野川	左岸：寄居町大字牟礼字下金井790番地先 右岸：同町同大字同字金井 906 番地先	荒川への合流点	38,162
しんえ 新江川	左岸：東松山市大字下野本字中曾根1,760番地先 右岸：同市大字上野本字中曾根 1,622 番地先	市野川への合流点	3,379.5
なめ 滑川	左岸：滑川町大字和泉字畠中前963番地先 右岸：嵐山町大字勝田字元広野 34 番の 1 地先	市野川への合流点	13,500
かど 角川	左岸：東松山市大字大谷字片岡434番の1地先 右岸：同市同大字同字町田 514 番の 1 地先	滑川への合流点	3,700
かす 粕川	左岸：嵐山町大字越畑字東川端750番地先 右岸：同町同大字同字西川端 96 番地先	市野川への合流点	3,500
しん 新川	左岸：小川町大字高谷字宮小1,274番地先 右岸：同町同大字同字 1,261 番地先	市野川への合流点	2,600
わだよしの 和田吉野川	熊谷市大字成沢字宮前 163 番地先の宮前橋	荒川への合流点	11,200
わだ 和田川	左岸：熊谷市大字坂井字山之神987番地先 右岸：同市同大字同字下田 7 番地先	和田吉野川への合流点	8,950
くずりゅう 九頭竜川	東松山市大字岡字宿浦 1,579 番 1 地先の市道橋下流端	和田吉野川への合流点	1,700
づうどの 通殿川	左岸：熊谷市大字中曾根字北町121番地先 右岸：同市大字小泉字前方 80 番の 2 地先	荒川への合流点	3,670

【出典：埼玉県河川指定調書】

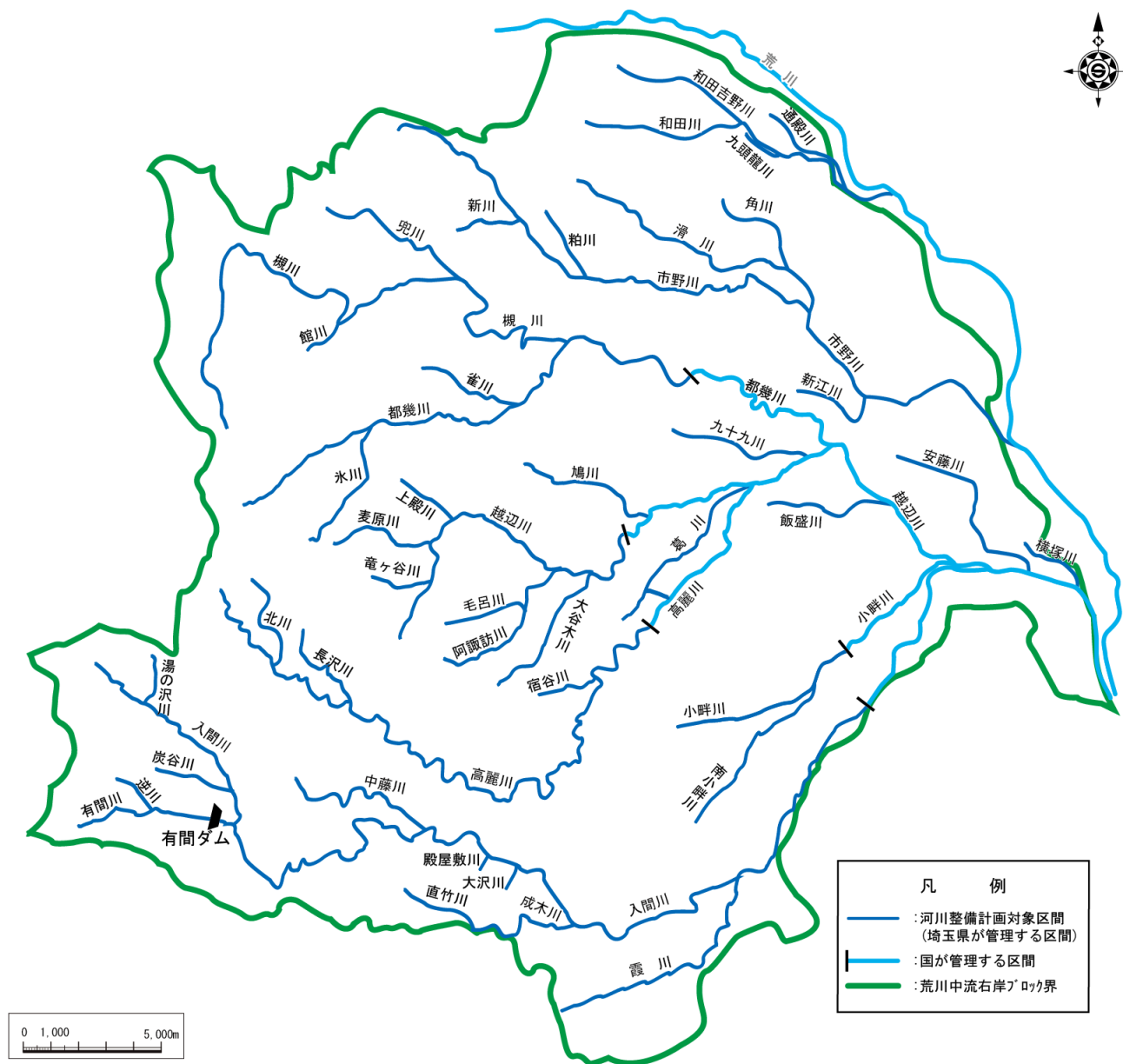


図 2.1 荒川中流右岸ブロック河川整備計画の対象区間

2.2 河川整備計画の目標

2.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止または、軽減を図るため、荒川水系河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的整備であることなどを考慮しながら、当計画では当面の県の改修目標である時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率概ね 1/3 程度に相当する降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。

その上で、令和元年東日本台風において、時間雨量 50mm 以下であっても累積雨量が卓越し、特に著しい被害となった河川では、再度災害の防止を目指しつつ、上下流や本支川の治水安全度のバランスを踏まえ個別に目標設定を行い、被害の防止又は軽減を図る治水施設の整備を行う。

荒川中流右岸ブロック内の河川では、原則として、全国の中小河川において治水整備の当面の目標となっている時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率概ね 1/3 程度に相当する降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させることのできる治水施設の整備を行う。

その上で、令和元年東日本台風において、時間雨量 50mm 以下であっても累積雨量が卓越し、特に著しい被害となった河川では、再度災害の防止を目指しつつ、上下流や本支川の治水安全度のバランスを踏まえ、年超過確率概ね 1/10～1/20 程度の降雨（本ブロックにおいて2日間雨量 250mm～350mm 程度に相当）により発生する洪水に対して、被害の防止又は軽減を図る。

また、本川と支川の合流点処理では、令和元年東日本台風における本川水位のピーク継続時間を考慮し、年超過確率概ね 1/10 程度の降雨（本ブロックにおいて日雨量 220mm 程度に相当）により発生する洪水に対して、被害の防止又は軽減を図る。

表 2.2 雨の降り具合の目安

雨の規模	時間雨量	雨の降り具合
普通の雨 (小雨)	1～10mm/hr	地面に水溜りができる程度の雨
強い雨	10～30mm/hr	地面に一面に水溜りができ、水はねがかなり生じる程度の雨
激しい雨	30～50mm/hr	土砂降りの雨、傘を差していても濡れてしまう程度の雨
糸雨	50～70mm/hr	降り注ぐ雨が連続して糸のように見える程度の雨で車の運転は困難
滝雨	70～100mm/hr	降り注ぐ雨が、滝のように見える状態で低地を中心に浸水被害が発生しやすい
板雨	100mm/hr 以上	降り注ぐ雨が連続して板のように見え、視界を遮る状態

加えて、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、堤防の強化や排水機場の耐水化対策等を実施するとともに、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」で定めた、

- ・円滑かつ迅速な避難のための取組
- ・的確な水防活動のための取組
- ・氾濫水の排水等による浸水被害軽減に関する取組

を国や市町村などの関係機関と連携し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する。

また、洪水浸水想定区域図などの水害リスク情報を地域社会と共有し、水害に対応したまちづくり・地域づくりの促進を図る。

2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

関係機関と連携・協力して、取水・還元量等の実態の把握や河川流量の把握に努めるとともに、健全な水循環系の構築に努める。

荒川中流右岸ブロック内の河川の水は、農業用水や工業用水、水道用水として利用されている一方で、良好な動植物の生息・生育・繁殖環境を支えている。

したがって、今後も河川の流水の正常な機能を維持する観点から、関係機関と連携・協力して、農業用水等の利水状況や動植物の生息・生育・繁殖の保持、流水の清潔の保持等に必要な流量の検討に努めるものとする。

また、取水・還元量等の実態の把握や河川流量の把握に努めるとともに、河川流量の安定のため、森林や里山、ため池等の保全や、健全な水循環系の構築のために関係機関と連携を図っていく。

2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の現状を十分把握し、荒川中流右岸ブロックの地形特性、自然環境、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に、関係機関及び地域住民と連携しながら取り組んでいく。

荒川中流右岸ブロック内の上流部を中心とした十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全する。また、平地部の一部の河川整備が必要な区間においても、事業実施にあたっては、現在の良好な河川環境を可能な限り保全していく。

河川整備にあたっては、多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。

また、低水路の線形やみお筋の幅等、もともとの川の姿を参考とし、旧流路等についても極力保全することに努めていく。

具体的には、**以下の方針とする。**

- ・自然の力によって、瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮する。
- ・水際部に多孔質材料を用いることにより、法面を植生が繁茂できる構造とするなど、動植物の生息・**生育・繁殖**環境に配慮した河川環境を創出する。
- ・**歴史、文化**、地域と連携を図り多様性に配慮しながら極力単調としない、地域全体の景観と調和のとれた**河川景観を形成・保全**する。

荒川中流右岸ブロックの河川の水質は、現在は概ね良好に推移しているが、一部の河川で環境基準を超えている年がある。

今後、流域全体の問題として、関係機関と協力しながら水質の改善に取り組んでいく。

また、地域住民の理解と協力を得ながら、ゴミの減量や河川区域内の美化に努め、良好な水環境の保全や形成に努めていく。

人々が河川を利用しやすいところでは、身近に水辺に親しめるような河川空間の整備に努め、適正な利用を促すとともに、自然学習や環境教育の場としての利用も促進する。

さらに、伝統、文化、川とのつきあい方、河川に関わる観光、イベントなどにも配慮し、地域住民の多様なニーズに対応した川づくりを推進するとともに、関係機関や地域と連携・協力して高齢者や障害者にもやさしい、親しみやすい川づくりにも取り組んでいく。

流域内にグリーンインフラを取り入れることを検討し、水域の連続性の確保や、流域に広がる動植物の生息・生育・繁殖の場を結ぶ生態系ネットワークの形成に努めるとともに、グリーンインフラ※による治水と環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていく。

※グリーンインフラとは、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題に対する一手法であり、治水、土砂災害防止、生物多様性の向上、雨水管理、景観向上等の多面的な機能を持っている。

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類および施行の場所

荒川中流右岸ブロック内では上流部を中心とした十分な流下能力を有する区間を除き、改修が必要な平地部の区間では、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅、河床掘削等の河道改修と調節池等の整備や排水機場の新設・増設を行う。

また、堤防の浸透・漏水対策や地震に対する河川管理施設の耐震化等を進めていく。

なお、本計画で示した河道の断面は、治水機能上その地点において最低限必要な流下断面を確保するものとして設定したものである。したがって、もともと用地に余裕がある箇所や、計画図に示した河道の断面以上の用地が確保できる箇所においては、それらの用地を有効に活用した河道の整備を地域の方々の意見を参考にしながら実施していく。

さらに、河川への流出量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、関係機関と調整・連携し、遊水機能を有する土地の保全や流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

加えて、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合に備え、堤防の強化や排水機場の耐水化対策などを進めていく。

河川工事の実施にあたっては、上下流で事業の進捗調整を図るとともに、多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、水辺に生物が生息しやすい木材や石材等の自然素材や、流域または現地での発生材を利用する。また、動植物の生息環境となる瀬や淵の保全に努め、生息・生育・繁殖環境に配慮するとともに、人々が自然とふれあい環境と共生できる良好な水辺空間の確保に努める。

堰、落差工等の河川横断工作物は、魚類等の移動を妨げない構造や形式に配慮することなどに加え、今後は川の上下流方向だけでなく、川と周辺環境の横方向への生物の移動にもできる限り配慮した自然環境や生態系の保全を視野に入れた整備とするために関係機関とともに検討していく。

対象となる河川の個性や特性に配慮し、河川幅に余裕のある河川については、地元自治体や沿川住民の意見を聞きながら、極力現状の良好な河川環境の保全に努める。

河床掘削や拡幅等の河川改修に際しては掘削土砂等を河床材料や覆土に用いるなど、極力流域及び現地で発生した発生材の活用を進め、自然生態系にできるだけ配慮をし、良好な自然環境の保全に努める。

これらの対策を講じた河川については、地域住民、市民団体、及び関係機関との連携を図りながら必要に応じて評価・判断の仕組みを視野に入れたモニタリングを実施し、その結果を今後の河川整備に反映させることとする。

概ね 30 年の間に、整備を予定する河川については以下のとおりである。

(1) **入間川、越辺川、小畔川、南小畔川、都幾川、槻川、兜川、高麗川、鳩川、大谷木川、毛呂川、霞川、角川、新川、和田吉野川、和田川**
一部の区間で流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。

(2) **横塚川**

築堤、河道拡幅等の河道改修を行うとともに、放水路を整備し、下流部の洪水流量を軽減する。

(3) **安藤川**

築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。また、治水施設の整備に合わせ、関係機関や地域と連携・協力し、人々が身近に水辺に親しめる河川空間の整備を行う。

(4) **飯盛川**

築堤、河道拡幅等の河道改修を行うとともに、越辺川との合流点の負荷軽減を図るため、調節池等の整備と併せて、排水機場の増設を行う。

(5) **九十九川**

越辺川との合流点の負荷軽減を図るため、調節池等の整備と併せて、排水機場の整備を行う。

(6) **葛川**

築堤、河道拡幅等の河道改修を行うとともに、越辺川との合流点の負荷軽減を図るため、調節池等の整備と併せて、排水機場の整備を行う。

(7) **市野川**

築堤、河道拡幅等の河道改修を行うとともに、下流部の荒川水位の影響区間において、堤防断面が不足しているため、堤防を補強する。

(8) **新江川**

市野川との合流点の負荷軽減のため、調節池等の整備と併せて、排水機場の整備を行う。

(9) **その他（全ての河川）**

沿川の状況の変化により必要に応じて護岸等を整備し、安全を確保するとともに、必要な箇所において、堤防の漏水・浸透・浸食対策、不陸に対する平坦性の確保や地震に対する河川管理施設の耐震化を進める。

また、河道域における土砂の供給不足に起因する河床低下や河岸浸食を防止するため、必要に応じて河道の整正を実施していくとともに、河岸の崩壊等の被災箇所においては適宜、災害復旧工事を実施する。

併せて、河川への流出量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、関係機関と調整・連携し、遊水機能を有する土地の保全や流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

加えて、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、必要な箇所において、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、粘り強い堤防の構築を目指すほか、周辺が浸水しても排水機場が機能を維持できるよう、排水機場の耐水化対策を進める。

河川の工事に際しては、関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺を親しめる河川空間や動植物の生息・生育・繁殖に配慮した河川環境の整備に努める。

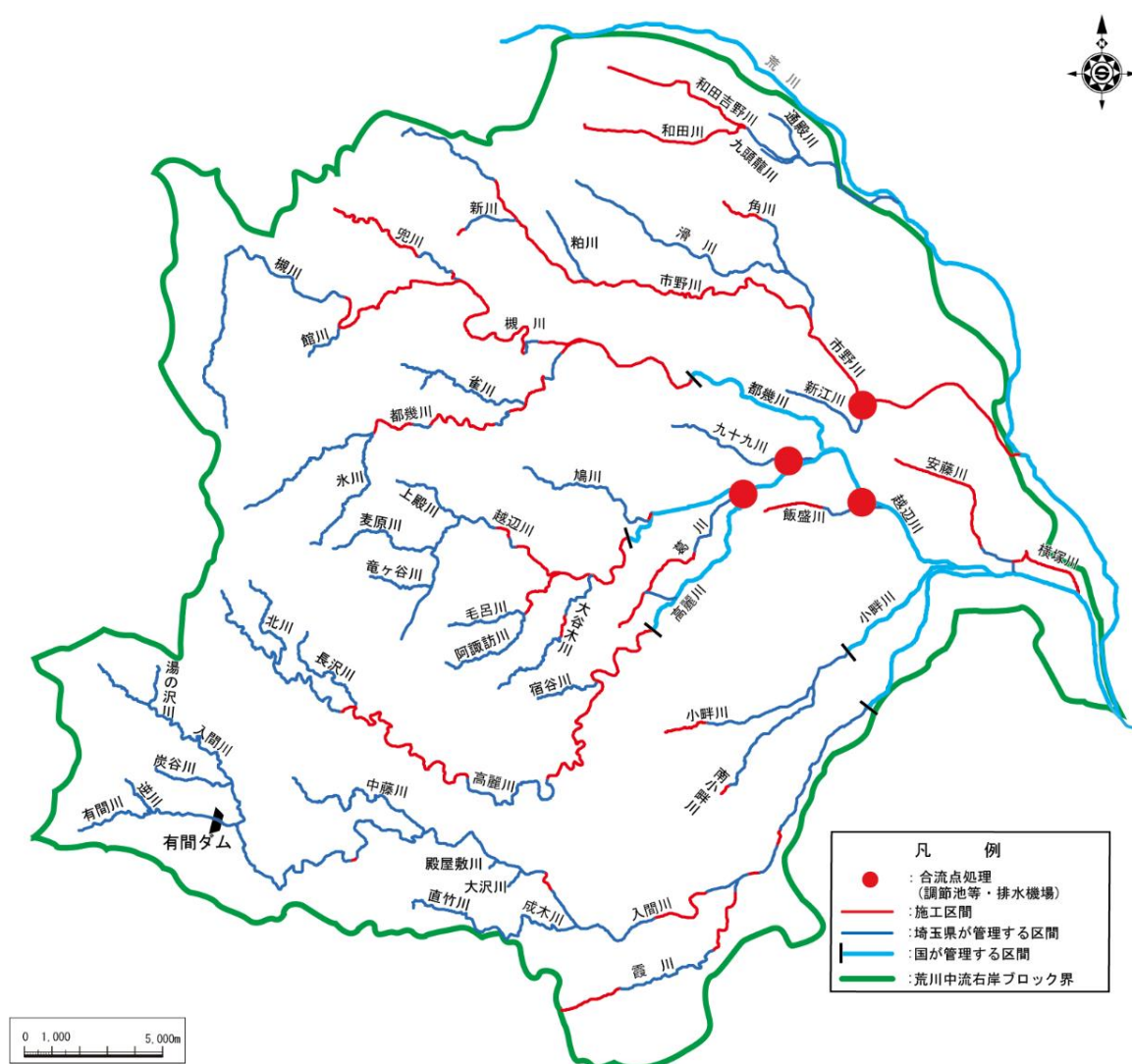


図 3.1 河川工事の施工の場所

表 3.1 荒川中流右岸ブロックの河川工事の施工の場所（1/2）

河川名	工事の目的	施工内容	施工区間	施工延長
入間川	流下能力の向上	河道改修	5.8km（上奥富用水堰上流） ～6.4km（昭代橋下流）	0.6km
			7.6km（田島屋堰上流） ～8.0km（広瀬橋付近）	0.4km
			9.4km（笹井堰下流） ～12.8km	3.4km
			17.4km（飯能大橋付近） ～18.4km	1.0km
			29.2km ～29.6km	0.4km
横塚川	流下能力の向上	河道改修	0.0km（入間川合流点） ～2.5km（一級起点）	2.5km
	高水流量の低減	放水路整備	0.0km（安藤川合流点） ～0.7km（横塚川分派点）	0.7km
安藤川	流下能力の向上	河道改修	1.9km ～6.6km（一級起点）	4.7km
	親水性の向上	親水公園と一体となる親水護岸整備	1.47km（稻荷橋） ～1.78km	0.3km
越辺川	流下能力の向上	河道改修	0.0km（国管理区間上流端） ～6.1km（JR 八高線橋梁付近）	6.1km
			6.6km（県道東松山越生線春日橋付近） ～7.6km	1.0km
小畔川	流下能力の向上	河道改修	11.8km（国道 407 号バイパス新相原橋） ～13.3km（一級起点）	1.5km
南小畔川	流下能力の向上	河道改修	5.3km（圏央道） ～6.0km	0.7km
飯盛川	流下能力の向上	河道改修	1.9km（東谷 3 号橋付近） ～4.4km（一級起点）	2.5km
	合流点処理	調節池等整備 排水機場増設 （計 20 m³/s）	越辺川合流点	—
都幾川	流下能力の向上	河道改修	0.0km（国管理区間上流端） ～6.0km（槻川合流点）	6.0km
			7.4km（班溪寺橋） ～9.6km（県道玉川坂戸線玉川橋）	2.2km
			10.6km ～13.8km	3.2km
			14.6km ～16.6km（氷川合流点）	2.0km
槻川	流下能力の向上	河道改修	0.0km ～1.0km	1.0km
			2.0km ～15.4km	13.4km
兜川	流下能力の向上	河道改修	0.3km（国道 254 号小川橋） ～0.6km（主要地方道熊谷小川秩父線諏訪の腰橋）	0.3km
			2.4km（下八幡橋付近） ～6.8km（一級起点、西浦川合流点）	4.4km

表 3.1 荒川中流右岸ブロックの河川工事の施工の場所（2/2）

河川名	工事の目的	施工内容	施工区間	施工延長
九十九川	合流点処理	調節池等整備 排水機場設置 (10 m ³ /s)	越辺川合流点	—
高麗川	流下能力の向上	河道改修	6.4km（国管理区間上流端） ～17.0km（天神橋下流）	10.6km
			23.0km ～32.0km（長沢川合流点上流）	9.0km
葛川	合流点処理	調節池等整備 排水機場設置 (15 m ³ /s)	越辺川合流点	—
	流下能力の向上	河道改修	3.2km（道信坊橋） ～7.9km（一級起点、東武越生線橋梁）	4.7km
	高水流量の低減	放水路整備	0.0km（高麗川合流点） ～0.9km（葛川分派点）	0.9km
鳩川	流下能力の向上	河道改修	0.0km（越辺川合流点） ～0.2km（内川合流点直下流）	0.2km
大谷木川	流下能力の向上	河道改修	2.3km ～3.1km（JR八高線橋梁）	0.8km
毛呂川	流下能力の向上	河道改修	0.0km（越辺川合流点） ～2.6km（阿諏訪川合流点）	2.6km
霞川	流下能力の向上	河道改修	0.4km ～4.1km（国道16号和田橋）	3.7km
			7.6km（矢口橋下流） ～10.3km（都県界）	2.7km
市野川	流下能力の向上	堤防補強	0.0km（荒川合流点） ～6.9km（新江川合流点）	6.9km
		河道改修	6.9km（新江川合流点） ～29.5km（小川町・寄居町境）	22.6km
	河川環境の整備	水辺空間整備	16.8km ～18.0km	1.2km
新江川	合流点処理	調節池等整備 排水機場設置 (10 m ³ /s)	市野川合流点	—
角川	流下能力の向上	河道改修	2.5km ～3.8km（一級起点）	1.3km
新川	流下能力の向上	河道改修	2.6km（主要地方道熊谷小川秩父線宮子橋付近） ～2.7km（一級起点）	0.1km
和田吉野川	流下能力の向上	河道改修	3.9km（和田川合流点直上流） ～11.2km（一級起点）	7.3km
和田川	流下能力の向上	河道改修	0.1km（和田吉野川合流点付近） ～9.0km（一級起点）	8.9km

3.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所

河川の維持管理については、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や頻度、概ね 5 年間に実施する具体的な維持管理対策等を記した「河川維持管理計画」を別途定める。

堤防、護岸、調節池、排水機場等これら施設の機能を確保するよう出水期前に適切な頻度で点検・記録を行い、異常や損傷の早期発見、状態の把握に努める。

河道の流下断面を確保するよう定期的な測量調査や河川巡視により、堤防河岸や河床の状態把握に努めるとともに、河道断面を維持するための堆積土砂撤去、樹木伐採等を行う。

災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点から、河川の機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を行う。

(1) 堤防・護岸等の維持

堤防、護岸等、これらの施設がその機能を常に発揮し得るよう、日常的な河川巡視による点検を行い、異常や変状、損傷の早期発見、状態の把握に努めるとともに、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用道路を適切に維持管理し、必要な対策を行う。

洪水等により堤防や護岸等が被災を受けた場合には、工法等、自然環境の保全に配慮しながら、速やかにこれを復旧する。

(2) 河道内の維持

河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況、河道浸食、河床低下の状況については、経年的な変状を捉えることが重要であることから、日常的な河川巡視や点検のほか、定期縦横断測量や航空測量等のデータを活用し、変状の経過を確認しながら効果的な対策を検討し、河道断面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行う。

また、維持管理においても、多自然川づくりを基本として、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を生かし、河川を生息・生育・繁殖の場としている動植物に対して良好な環境が保持できるよう配慮していく。

(3) 有間ダムの維持管理

有間ダムは、入間川下流域の浸水被害軽減のための洪水調節や県営水道などへの水道用水の供給、流水の正常な機能の維持のために県営初の多目的ダムとして入間川上流域の支川の有間川に建設された。

これらの機能が常に発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図る。

また、ダム貯水池についてモニタリングを行うとともに、計画的に堆積土砂等の撤去を実施する。

加えて、一級河川荒川水系では、河川管理者及びダム管理者、関係利水者との間で、水害の発生防止などが図られるよう、荒川水系治水協定が締結された。この協定に基づき必要に応じて事前放流を実施し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進する。

(4) 水門・排水機場等の維持管理

水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の河川管理施設の機能を適切に維持し、洪水の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努めるとともに、長寿命化計画に基づき補修・更新を行う。

(5) 許可工作物等への適正な指導

河川を横断する橋梁や堰及び水門等の許可工作物について、激甚化する水害への備えとして、施設管理者が十分な点検・整備を行うとともに、出水時において適切な操作等がなされるよう施設管理者を指導していく。

また、新たに改築する際には、河川区域の安全が継続的に確保される構造及び運用体制となるよう、各管理者と十分な協議を行う。

3.3 河川の機能の維持、保全等に関する事項

河川には様々な機能があるが、その機能が十分に発揮されるためには河川のみではなく、流域全体で様々な対策を講じることが必要であるため、関係機関や地域住民との連携、協力が必要である。

また、氾濫の発生に際して円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するため、国・県・市町村で構成する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針に基づき、ハード対策・ソフト対策に一体的・計画的に取り組む。

(1) 洪水時の被害の軽減・河川情報の提供などに関する事項

①洪水による被害の軽減に関する事項

洪水時の円滑かつ迅速な避難を促進するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、その浸水区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として作成・公表し、洪水ハザードマップの作成に向けた市町村への支援等、ソフト対策の充実を図る。

特に家屋等の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食の発生が想定される区域については、家屋倒壊等氾濫想定区域として、水害リスク情報の共有を図る。

また、関係機関や流域住民と連携を図りながら、水防体制や避難警戒体制の強化、洪水情報の提供、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進する。

河川情報については、洪水時において、河川の状況を把握するとともに、地域住民への的確な情報提供に資するよう、危機管理型水位計及び河川監視カメラ等を設置し、各種河川データを公開するなど、関係市町村と連携して防災に対する意識の高揚を図っていく。

加えて、定期的な雨量・流量の観測を継続的に実施するなど、河川に係るデータの蓄積を図るほか、インターネット、広報等を活用した幅広い情報提供についても方法等を検討していく。

河川・水辺の環境情報マップなどの作成、河川愛護のための資料として河川に関する様々なデータや、工事を実施した箇所状況の公表に努め、住民ニーズに合わせたデータの収集や、データベースの構築等について検討していく。

②被害対象の減少に関する事項

浸水が想定される区域の土地利用制限や住宅の嵩上げ等の住まい方の工夫が促進するよう、また、防災活動拠点の強化が進むよう、関係機関や関係部局と検討を行う。

検討の結果として得られた内容は、国・県・市町村で構成する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定め、一体的・計画的に取り組んでいく。

(2) 水質の保全及び改善

水質の保全及び改善については、河川の自浄作用を活かす川づくりに努める。

また、地域住民および関係機関と連携・協力を図り、公共下水道の整備と接続、合併処理浄化槽の普及、ゴミの清掃等の河川浄化活動、地域住民の啓発及び水質浄化活動等を促進していく。

この他、関係機関と連携して、河川水質の指標生物の設定を検討するとともに、モニタリングの実施を検討する。

さらに、水質異常事故発生時においては、関係機関との密接な連携のもとに、被害の拡大防止、原因究明に努めるとともに、原状回復のために必要な措置を講ずる。

(3) 河川の自然環境の保全

従来の自然環境を考慮しながら、良好な河川環境が保全・回復されるよう、自然生態系の保全と荒川中流右岸ブロックの地域特性を生かした河川空間の創出に努める。

埼玉県では、希少性の高い動植物の生息・生育・繁殖環境の保全のため、現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民、企業、NPO、関係機関等と連携・協働した野生動植物の保護対策を推進することとしている。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規則を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

この他、河川区域内の樹木については、治水上支障とならない範囲で生態系に配慮しながら保全していく。

河道の改修やその他の河川管理施設の整備および維持管理にあたっては、多自然川づくりを基本とし、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を生かした河川環境の整備と保全に取り組む。

具体的には、現況の河床状況を踏まえ、動植物の生息環境となる瀬や淵の保全・回復に努めるとともに、生息・生育・繁殖環境にも配慮し、河畔林を極力保全するように努め、景観にも配慮する。

堰等の横断工作物の設置にあたっては、流量を踏まえ魚が移動しやすい構造を検討する。その他の施設の整備においても動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、必要に応じて現地表土を利用するなどの対策を講じる。

加えて、横断工作物による上下流の分断の改善や瀬・淵の保全・回復等、河川や水辺を生息・生育・繁殖の場としている動植物や親水性に配慮した整備についても関係機関と調整・連携を図りながら検討していく。

(4) 親水利用・環境学習の場としての利用促進

子供から大人までが水辺を利用できる川づくりに取り組んでいく。

なお、近年、河川空間がデイキャンプやバーベキューなどのレジャーのために利用されることが多くなっている。豊かな自然環境に恵まれた河川の水辺空間を、より多くの人々が楽しみながら利用するため、関係機関や地域と連携・協力して車の乗り入れ禁止区域の設定やゴミの持ち帰りなど、河川の適正な利用の促進を図っていく。

また、いたましい水難事故の発生を防止するため、関係機関や地域と連携・協力して、河川の水位等、河川に関する情報や、河川空間の自由使用と自己責任等、基礎知識の提供に努めるなど、河川利用者の意識の啓発を図っていく。

地域の小・中学校を始めとした関係機関や地域と連携・協力して、子どもから大人までが自然学習できる「水辺の楽校」のような場の創出と仕組みの構築を支援する。

(5) 河川の美化

ゴミの不法投棄や外来魚種の違法放流などを防止するため、定期的に河川巡視を実施するとともに、地域住民と連携して、河川の清掃等、河川の美化に取り組んでいく。

この他、河川に関わるイベントや観光等を通じて、流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高めるように努めるとともに、河川に関する広報活動を推進する。

(6) 市民団体、NPO との連携

荒川流域では大小多数の市民団体や NPO 法人、漁業団体等が河川愛護活動を行っている。これらの組織と連携・協力し、市民主体の川づくりやリバーレンジャー制度等の維持管理活動の支援体制づくりを検討するほか、水質測定、河川の美化活動などの個々の活動に対しての援助・協力等を行っていく。

また、これらの組織が自由に情報交換できる場やネットワークの構築に協力していく。

(7) 水源地域の維持管理

森林の持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能、保健休養機能等の公益的機能により、森林は河川の流量や水質、生態系等の河川環境に大きな影響を及ぼしている。今後、これらの公益的機能を高度かつ持続的に発揮させるために、森林の保全について、関係機関や地域住民とともに検討していく必要がある。

現在、埼玉県においては、「多様な機能をもつ森林の保全」として、間伐の推進や広葉樹林の整備推進、森林サポーターへの活動支援等、様々な施策を推進し、優れた自然景観や多様な生態系を持つ豊かな森林の整備を進めている。また、森林資源の循環利用を促進するため、公共施設や公

共工事など、幅広い分野で県産木材の利用拡大を進めている。今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

(8) 健全な水循環系の構築

近年、都市化の進展等流域の急激な変化に伴う水循環系の変化による河川流量の減少、水質汚濁、洪水流量の増大、湧水の枯渇等、様々な問題が指摘されている。

現在、埼玉県では、保水効果を持続させるための森林の保護、浸透櫛の整備等による地下浸透の推進、下水道処理水の活用等、流域全体で健全な水循環系を構築するため、様々な施策を推進している。

今後とも、それらの施策に**対して**、関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

(9) 適正な土砂移動の確保

荒川流域にはダムや砂防堰堤等が多数存在する。砂防堰堤は下流への土砂供給をコントロールし、河床の上昇を抑える働きもあるが、一方で土砂の移動を制限するために、下流への土砂供給が減少し、場所によっては河床低下や河床材の変化により魚類等の生息環境へ影響を与えている。

現在、埼玉県においては、地すべり、崖崩れなどによる突発的あるいは過剰な土砂の流入を防ぐための保安林の整備や、自然な土砂の移動を妨げないための砂防堰堤のスリット化や、既設ダムの堆積土砂を河床の低下している下流部の河床材に活用するなど、様々な施策を推進している。

今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画

(県管理区間)

(変更原案)

一付図 目次一

1. 入間川	1
2. 飯盛川	5
3. 都幾川	8
4. 槻川	12
5. 九十九川	15
6. 高麗川	18
7. 葛川・葛川放水路	21
8. 市野川	24
9. 新江川	29

流域および河川の概要

- 入間川は、荒川の支川で、流域面積689.4km²、流路延長51.3km（県管理区間）の一級河川です。
- 入間川は、大持山を源とし、山間部を流れ下流の国管理区間で荒川に合流します。
- 入間川下流域の浸水被害軽減のための洪水調節や県営水道などへの水道用水の供給、流水の正常な機能の維持のために県営初の多目的ダムとして入間川上流域の支川の有間川に有間ダムが建設されている。



流域図



治水計画

- 入間川では令和元年東日本台風の際に、越水による浸水被害が生じました。このため、以下の整備を行います。

【整備内容】

- 河道改修：5.8～6.4km、7.6～8.0km、9.4～12.8km、17.4～18.4km、29.2～29.6km
上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道掘削、築堤を実施

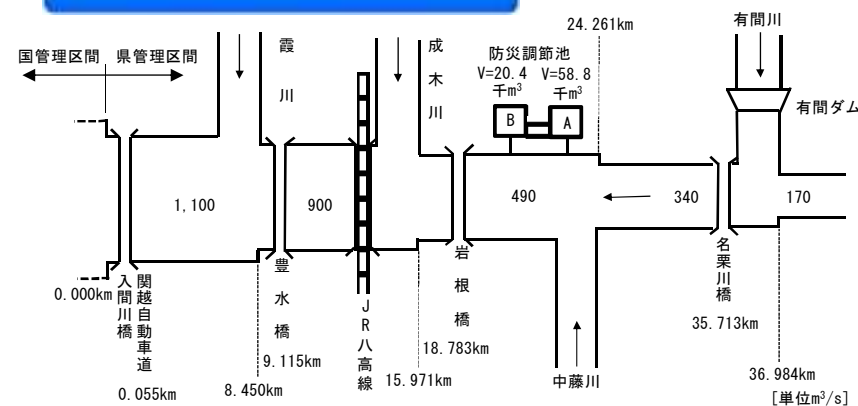
河川沿いの状況

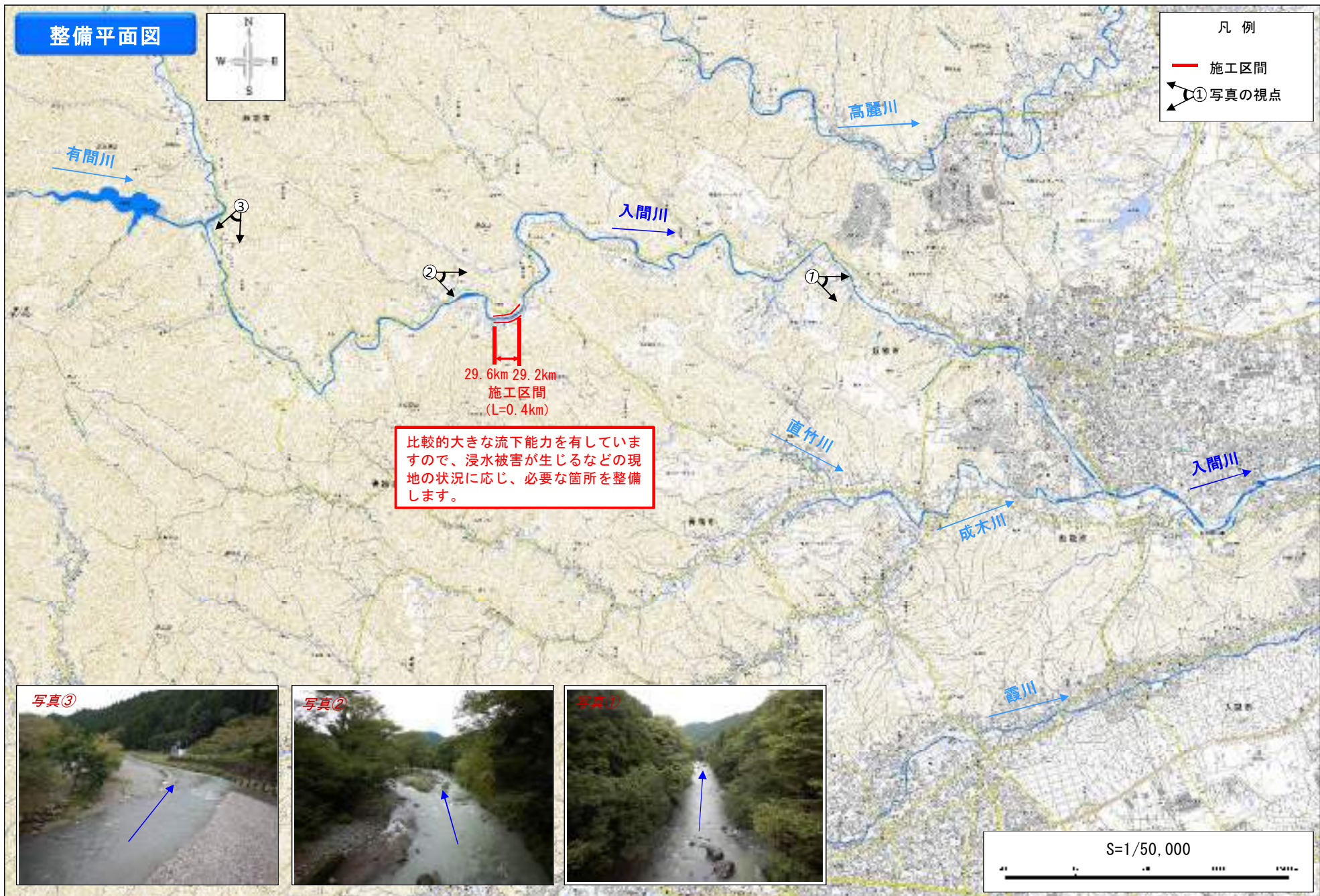


整備にあたっての配慮事項

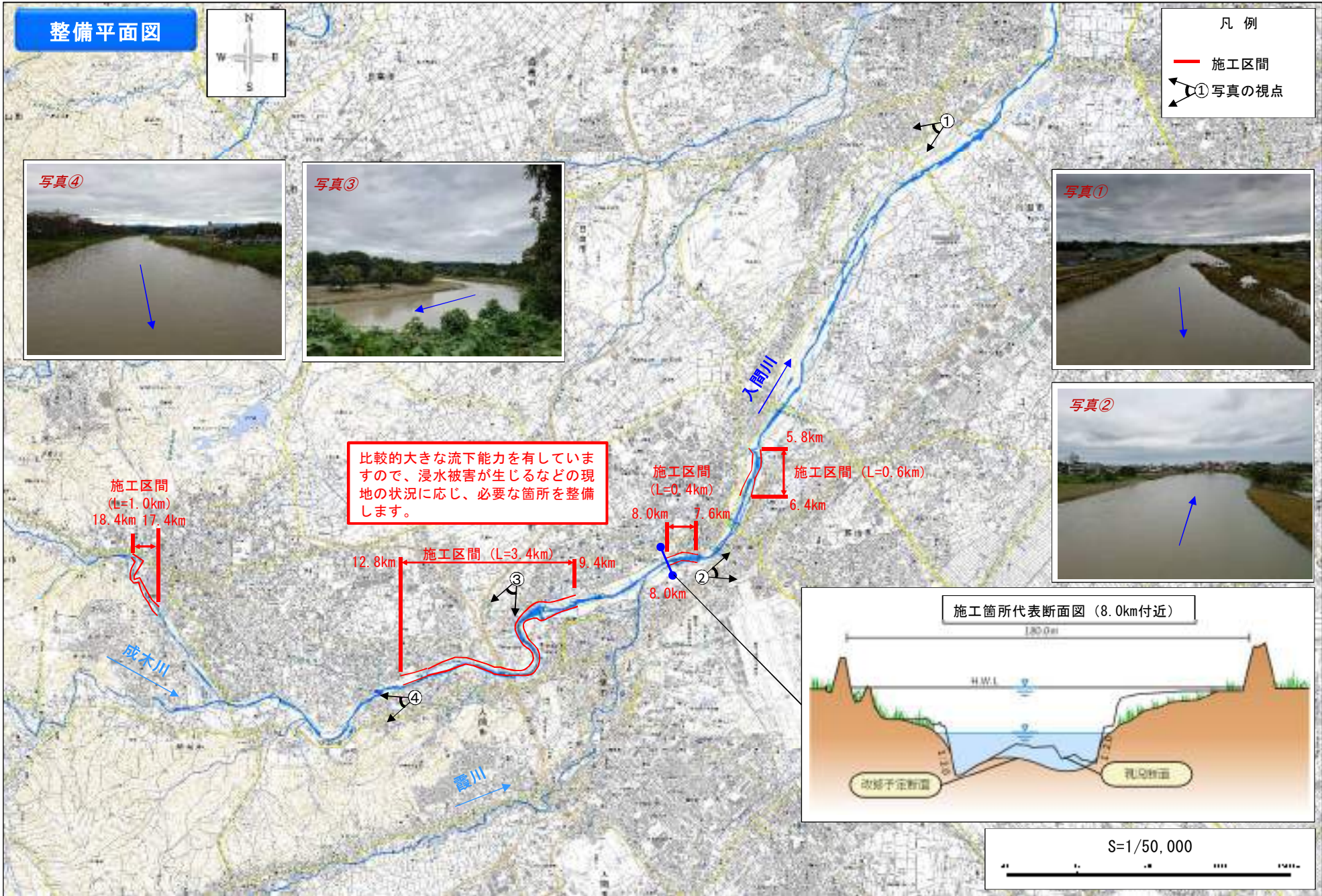
- 河道内の瀬・淵の創出に努めます。
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 河道改修においては、動植物の生息状況の把握と、必要に応じた回避・移植などの対策に努めます。
 - 現地発生材を利用し、緩急の変化に富んだ自然な河岸を形成します。
- 既存の良好な河岸の斜面林を極力保全するように努めます。

流量配分図





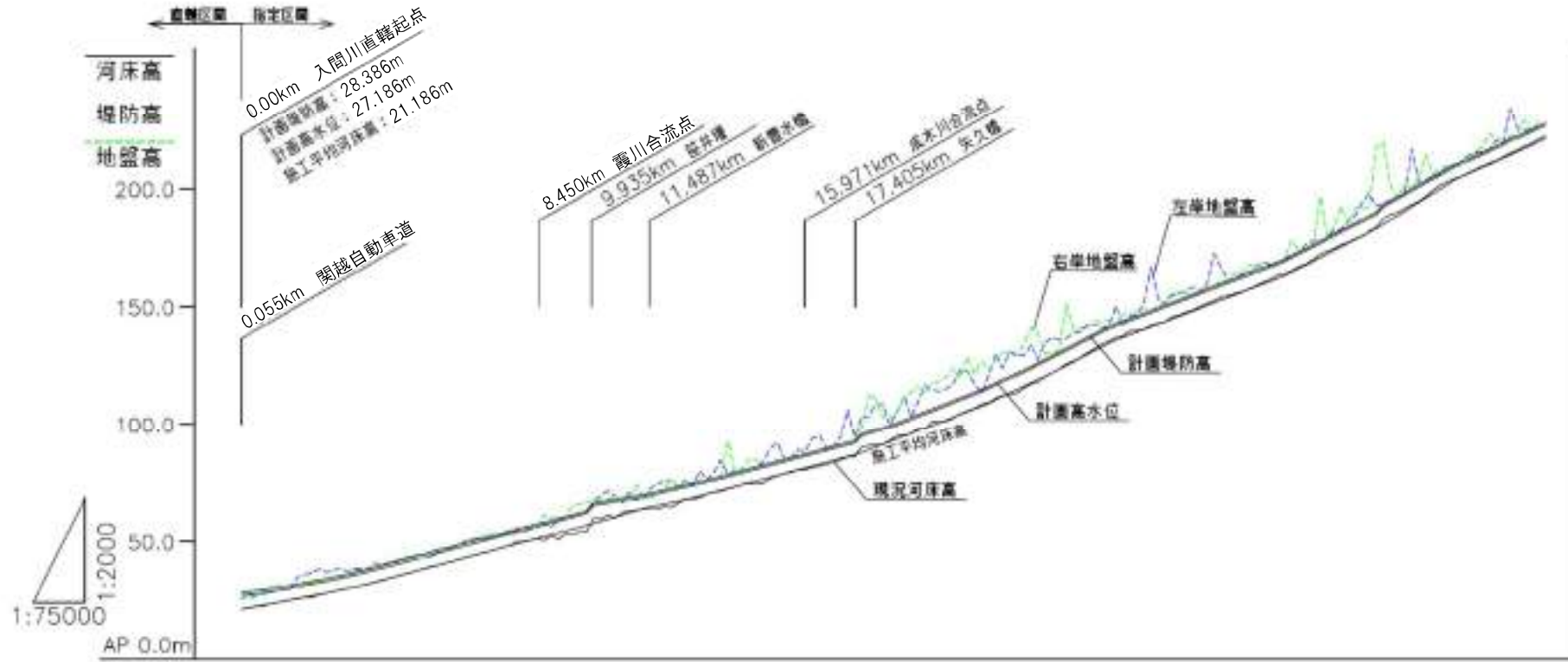
入間川整備平面図1/2 S=1/50,000



入間川整備平面図2/2 S=1/50,000

縦断図

入間川縦断図



測点	施工平均河床高	計画高水位	計画堤防高
0.0 K	21.186	27.186	28.386
0.93 K	23.852	28.852	30.052
2.50 K	28.329	33.329	34.529
3.50 K	31.662	36.662	37.862
6.0 K	41.662	46.662	47.862
8.45 K	51.462	56.462	57.862
9.92 K	57.322	62.322	63.322
9.94 K	59.960	65.100	66.100
11.49 K	64.349	68.980	69.980
12.53 K	67.380	72.712	73.712
13.31 K	70.480	75.480	76.480
17.47 K	87.172	92.112	93.112
17.48 K	88.440	94.400	95.440
18.40 K	92.440	98.440	99.440
21.15 K	108.616	114.616	115.616
22.68 K	119.545	125.545	126.545
24.72 K	135.253	141.253	142.353
27.0 K	148.270	154.270	155.270
29.60 K	163.127	169.127	170.127
32.21 K	183.219 185.290	190.790	191.790
34.40 K	203.523	209.023	210.023
37.0 K	221.454	226.954	227.954

流域および河川の概要

- 飯盛川は、埼玉県のほぼ中央に位置し、日高市の旭ヶ丘を源とし、鶴ヶ島市と坂戸市の市街地を流れ、下流で田園地帯の中を流下して越辺川に合流する流域面積23.5km²、流路延長4.3kmの一級河川です。
- 飯盛川の流域はもともと農業地帯でしたが、東武沿線の宅地開発が進み、現在は大部分が市街地となっています。
- 上流部は市街地の中を流れており、両岸が護岸された都市河川の様相を呈しています。一方、下流部は、水田地帯の中を流れ、直線的な景観となっていますが、階段護岸や、魚巢ブロック・植栽ブロック等により、親水性や水辺の環境の向上を図っています。



流域図



治水計画

- 飯盛川では、昭和57年9月や平成11年8月、令和元年東日本台風の際に、流下能力不足と越辺川の背水の影響により、浸水被害が生じています。
 - 飯盛川の越辺川合流点では、堤防の締め切り工事が平成13年に完了しています。
 - この他、以下の整備を行います。
- 【整備内容】
- 調節池等整備
 - 排水機場整備（内水排除のため）
 - 河道改修：1.9～4.4km一級河川上流端まで
- 上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道拡幅、築堤を実施

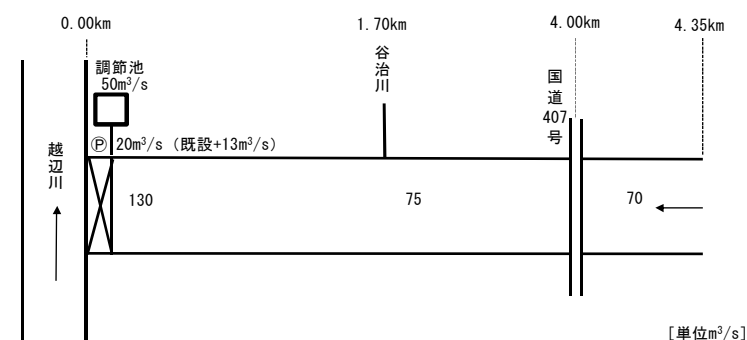
整備にあたっての配慮事項

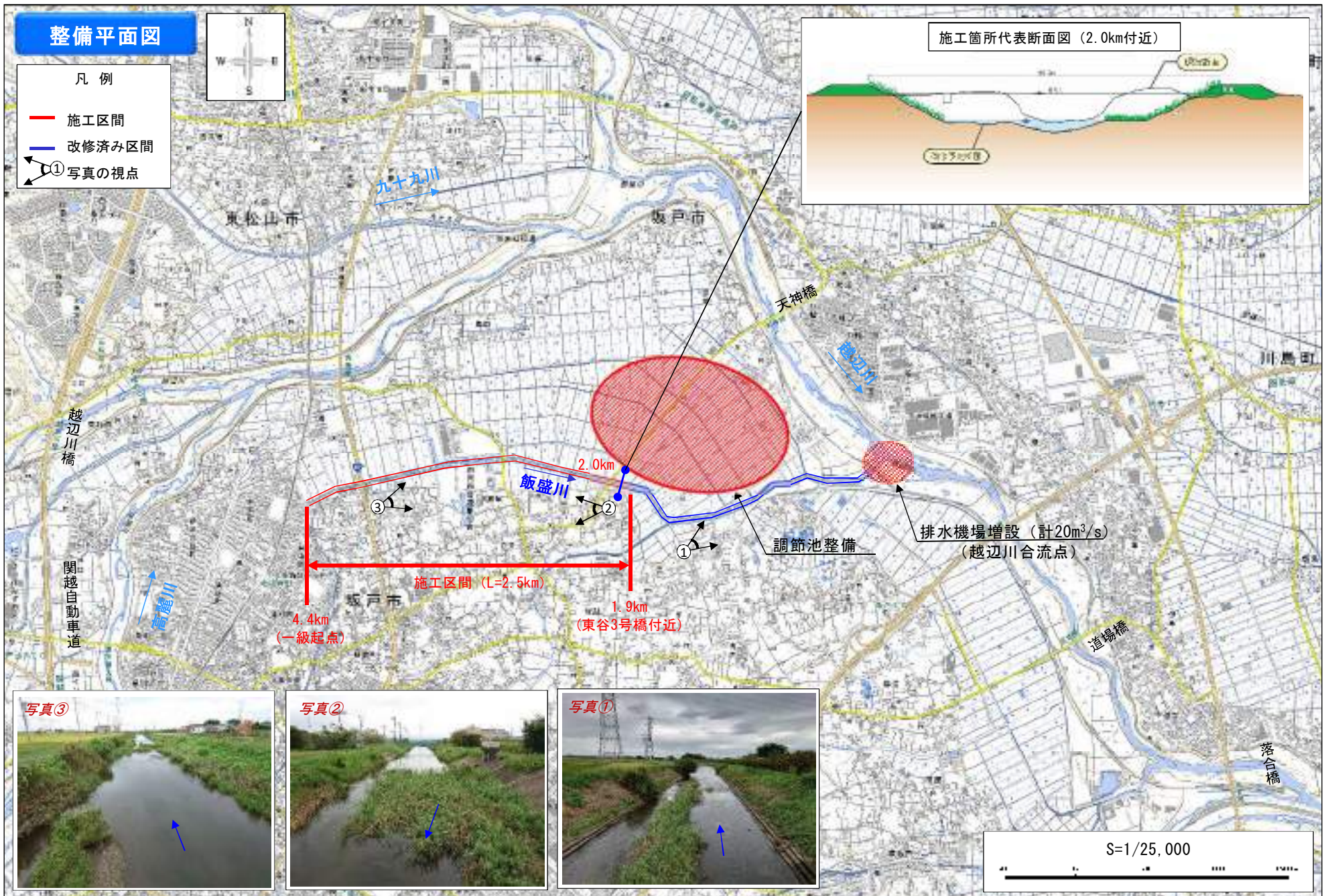
- 河道内の多様な流れの創出に努めます。
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 河道改修にあたっては、周辺の景観との調和や、親水性に配慮します。
 - 現地発生土砂・木杭など、自然の材料を用いて多様な水辺を創出します。
- 用地にゆとりのある場所では、クヌギやエノキ等、在来種の植樹を検討するなど、河畔林を極力保全するように努め、景観に配慮します。
- 越辺川との連続性を確保するなど、周辺の生態系に配慮して合流点処理を行います。

河川沿いの状況



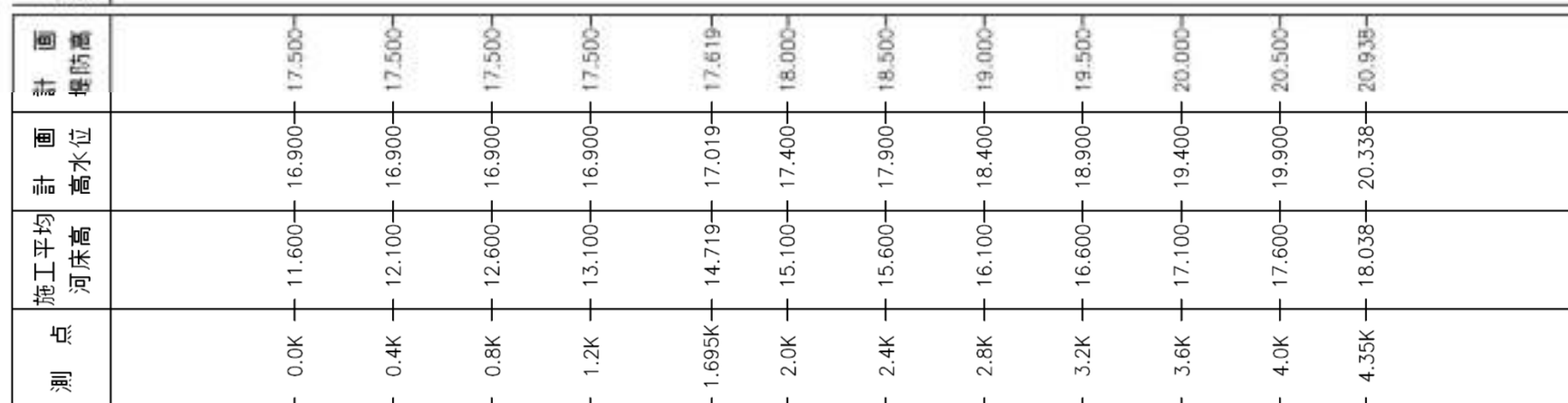
流量配分図





飯盛川整備平面図 S=1/25,000

飯盛川縦断面図



流域および河川の概要

- 都幾川は、越辺川の支流で、流域面積153.5km²、流路延長27.6km（埼玉県管理区間）の一級河川です。
- 都幾川は、ときがわ町の山地を源とし、山間部を流れ、都幾川とほぼ同規模の流域をもつ支川の槻川と合流します。下流には、東松山市や嵐山町などの市街地をもつ河川です。そのあと、東松山市の低平地を流れ、坂戸市との境界で越辺川と合流しています。
- 都幾川は、蛇行した河川の姿を今も残し、瀬と淵や河畔林が連続した自然豊かな河川です。
- 河道内の砂州にはイカルチドリが、水辺の河畔林にはオオムササギが生息しています。



流域図



治水計画

- 都幾川では、昭和57年9月や、平成11年8月、令和元年東日本台風の際に、東松山市の区間で流下能力不足による浸水被害が生じています。このため、以下の区間で整備を行います。

【整備内容】

- 河道改修：0.0～6.0km、7.4～9.6km、10.6～13.8km、14.6～16.6km
上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道掘削、築堤を実施

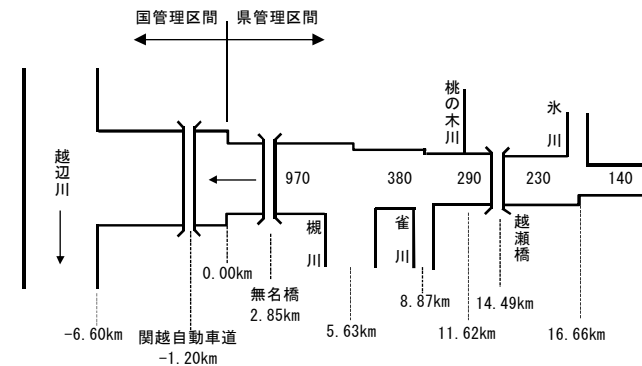
河川沿いの状況

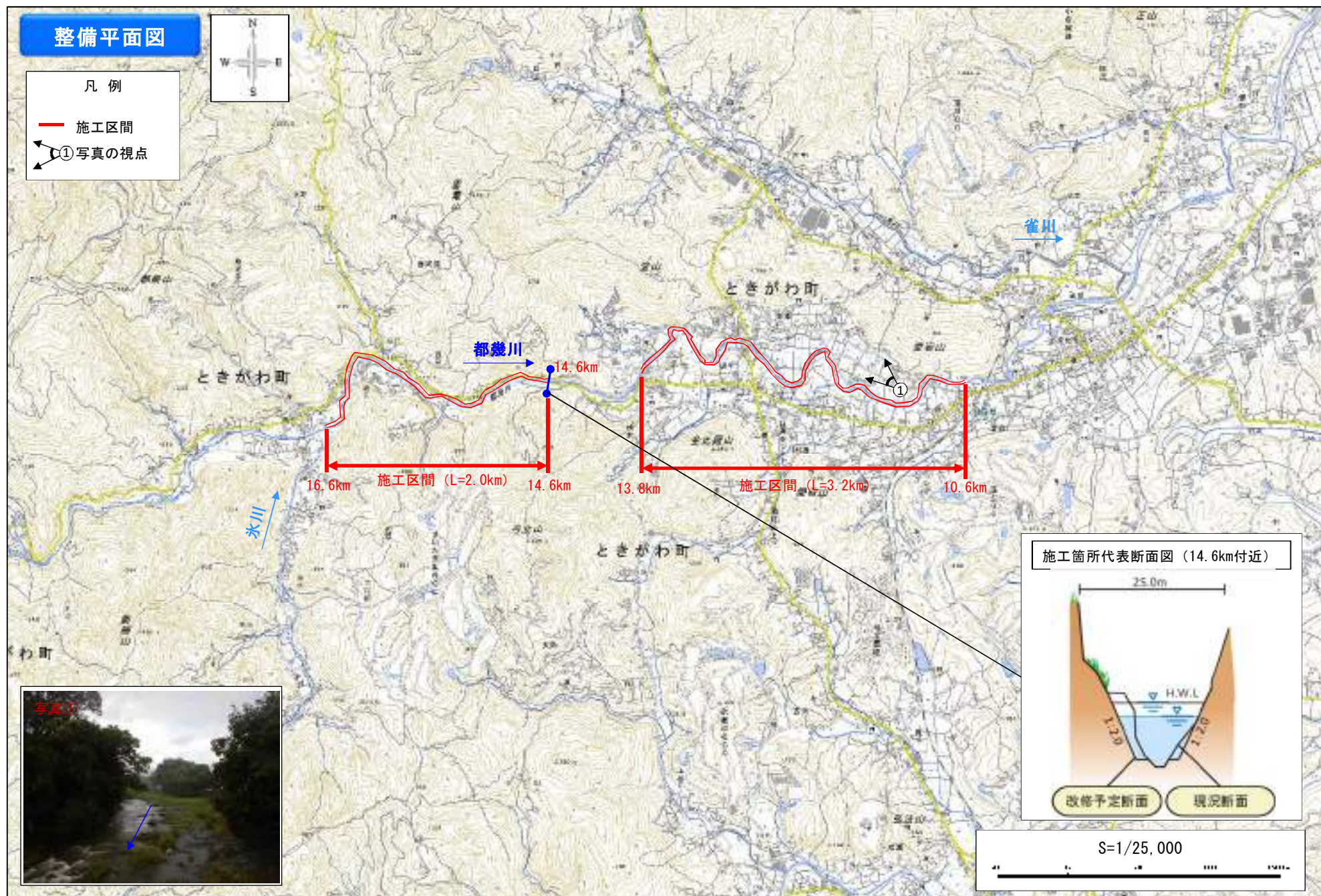


整備にあたっての配慮事項

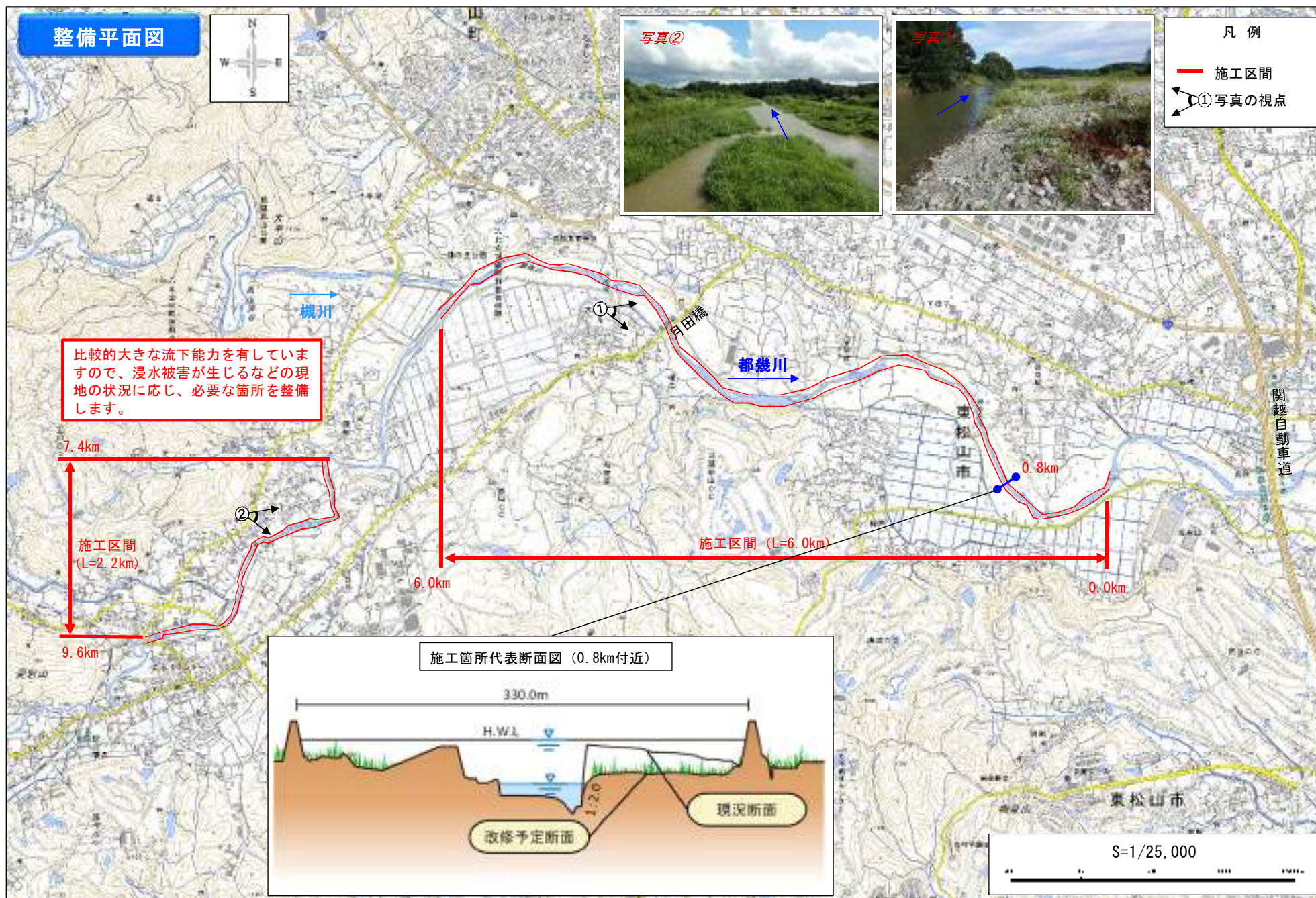
- 豊かな自然を有する河川なので、事業を行う際には、十分な調査と検討を実施するなど、環境に配慮します。
- 河道内の現況の瀬・淵をできるだけ保全し、改修を行う場合にも自然の力を活用し、再生に努めます。
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 河道改修においては、動植物の生息状況の把握と、必要に応じた回避・移植などの対策に努めます。
 - 現地発生土砂・木杭など、自然の材料を用いて多様な水辺の創出に努めます。
- 既存の良好な河岸の斜面林を極力保全するように努めます。
- 落差工は魚類等の移動に配慮します。

流量配分図





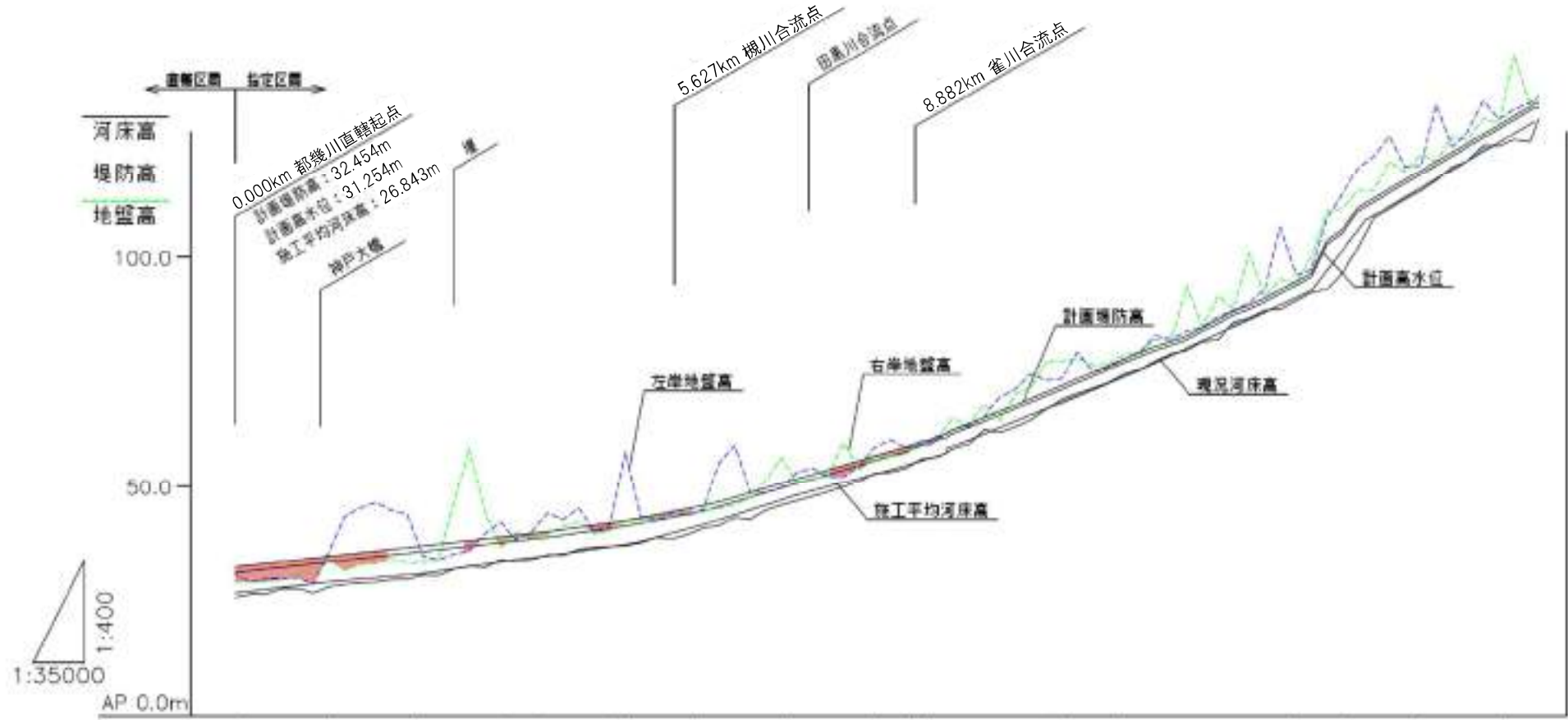
都幾川整備平面図 S=1/25,000



都幾川整備平面図 S=1/25,000

縦断図

都幾川縦断図



測点	施工平均河床高	計画高水位	計画堤防高
0.0K	26.843	31.254	32.454
1.2K	29.243	33.518	34.718
2.4K	31.643	35.782	36.982
3.637K	34.117	38.119	38.119
4.086K	35.015	39.015	40.215
5.016K	37.340	41.353	43.553
5.2K	37.926	41.953	43.753
6.0K	41.620	44.620	45.620
7.2K	48.120	50.620	51.620
8.4K	53.620	56.620	57.620
8.882K	56.030	58.938	59.938
9.115K	57.198	60.626	61.426
	58.198		
10.8K	69.730	72.730	73.530
11.6K	75.444	78.444	79.244
13.8K	92.717	95.717	96.517
14.490K	108.000	111.000	111.800
15.6K	119.100	122.100	122.900
16.6565K	129.665	132.665	133.465

流域および河川の概要

- 槻川は、都幾川の支川で、流域面積86.4km²、流路延長24.9kmの一般河川です。
- 槻川は、東秩父村の山地に源を発し、流域の約93%が山地である山地河川ですが、中流域では小川町の市街地を流下しています。
- 上流域は、山地の谷沿いを流れる急流河川で、河床には玉石や大玉石が多く見られます。
- 中流域では河道は蛇行し、瀬・淵や河畔林が連続する自然豊かな河川です。
- 下流域は、岩が露出した嵐山渓谷として、埼玉県の景勝地の一つとなっています。



流域図



治水計画

- 槻川では、昭和57年9月や、平成11年8月、令和元年東日本台風の際に、流下能力不足による浸水被害が生じています。このため、以下の区間で整備を行います。

【整備内容】

- 河道改修：0.0～1.0km、2.0～15.4km
上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道掘削、築堤を実施

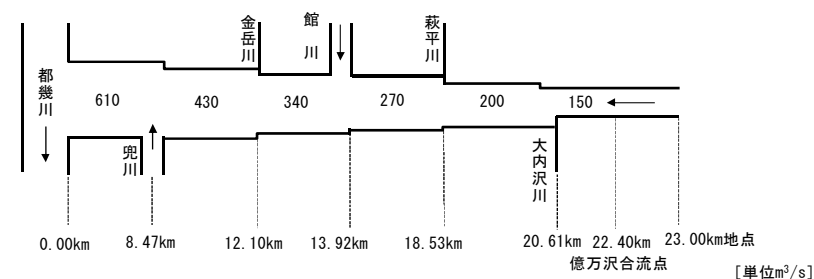
河川沿いの状況



整備にあたっての配慮事項

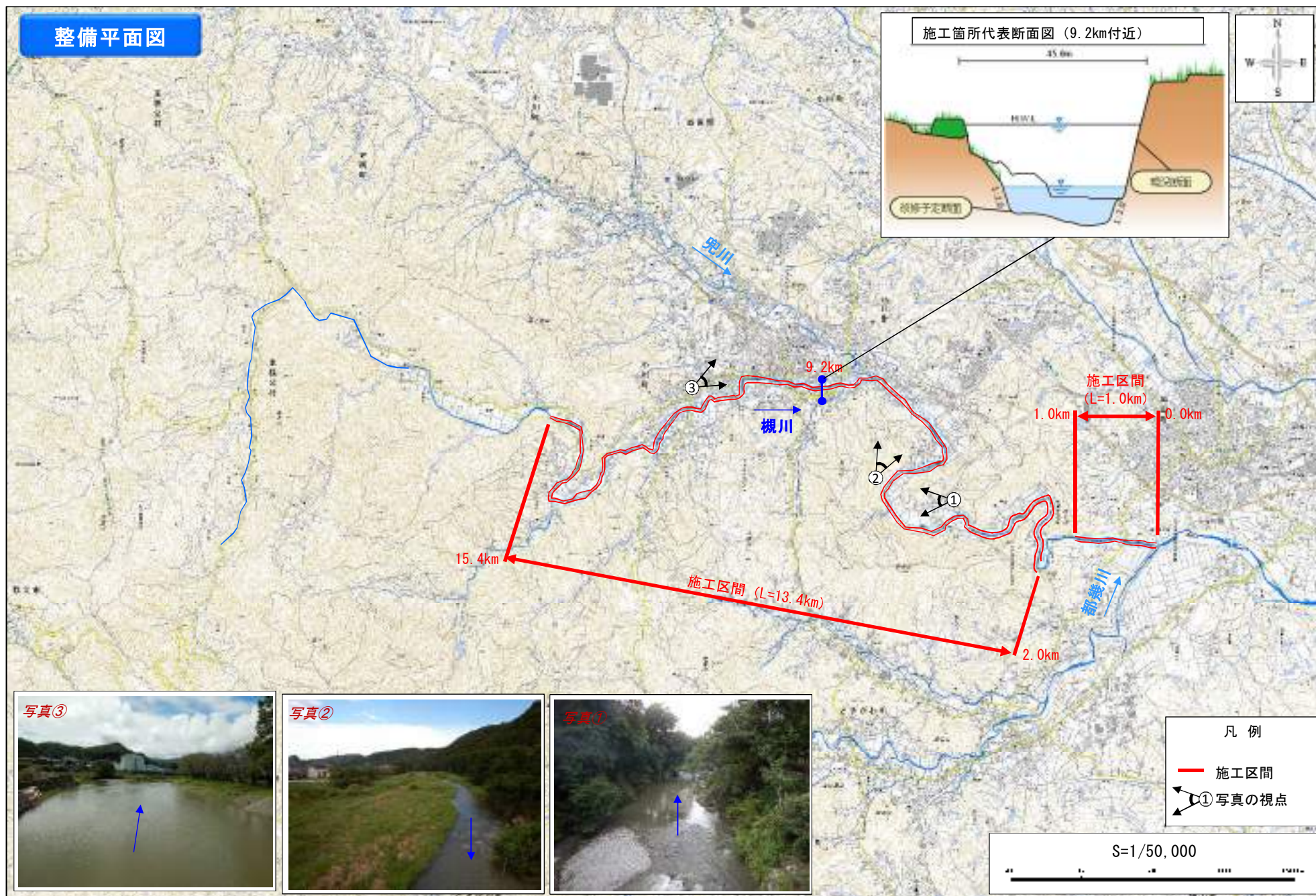
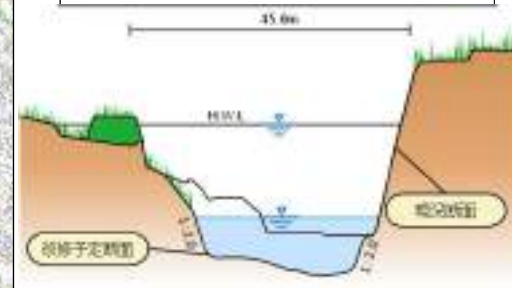
- 河道内の現況の瀬・淵をできるだけ保全し、改修を行う場合にも自然の力を活用し再生に努めます。
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 河道改修においては、動植物の生息状況の把握と、必要に応じた回避・移植などの対策に努めます。
 - 現地発生土砂・木杭など、自然の材料を用いて多様な水辺の創出に努めます。
 - 落差工は、魚類等の移動を妨げないように配慮します。
- 既存の良好な河岸の斜面林を極力保全するように努めます。
- 嵐山渓谷周辺においては、渓谷の景観に配慮して整備を行います。

流量配分図



整備平面図

施工箇所代表断面図（9.2km付近）



写真③



写真②



写真①



凡 例

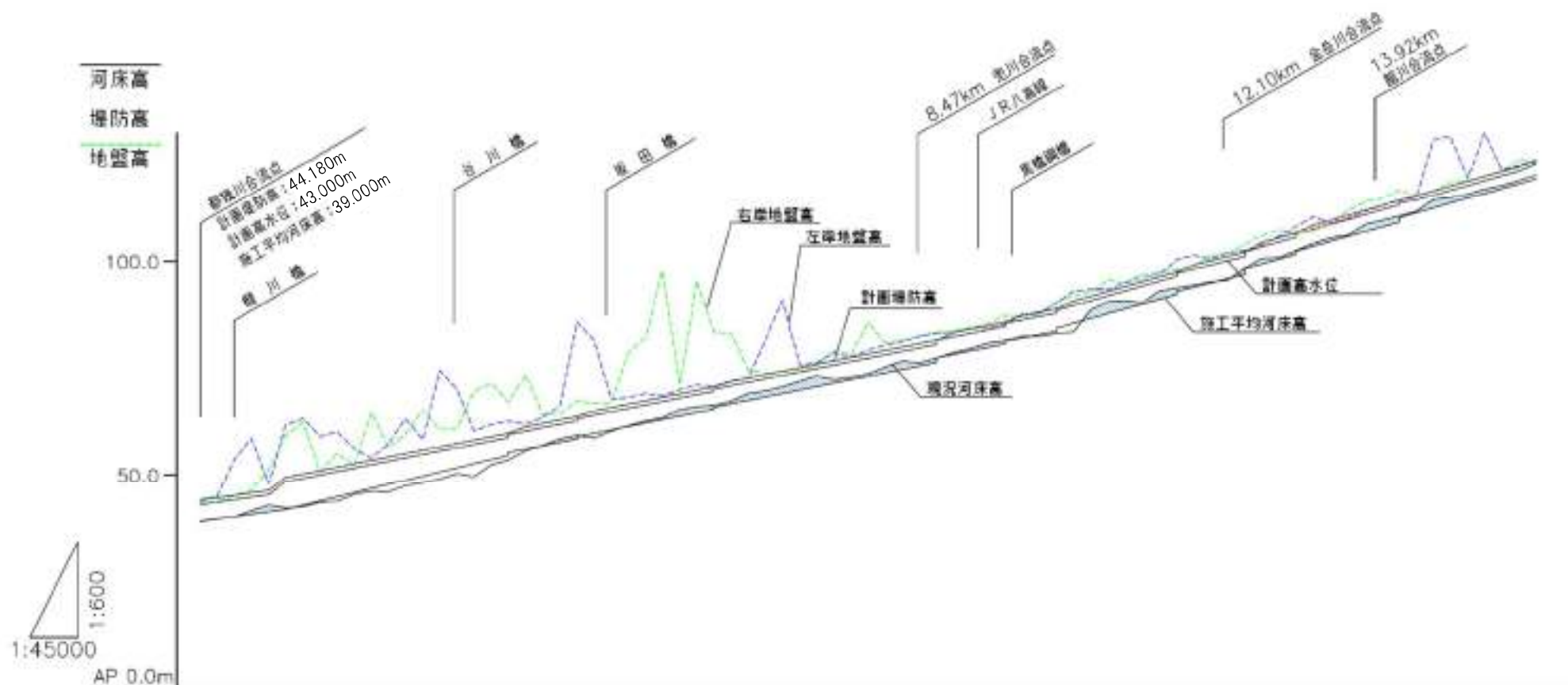
- 施工区間
- ① 写真の視点

S=1/50,000

槻川整備平面図 S=1/50,000

縦断面図

観川縦断面図



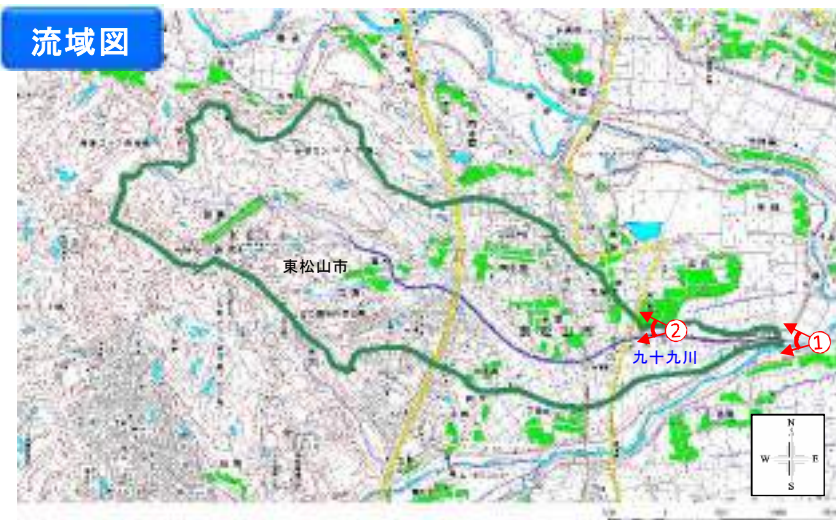
測点	施工平均河床高	計画高水位	計画堤防高
0.0K	39.000	43.000	44.180
1.0K	41.900	45.900 48.400	49.400
3.6K	54.600 55.300	58.800 59.500	60.500
4.4K	58.500 59.000	62.700 63.200	64.200
6.0K	65.400 65.900	62.700 63.200	71.100
8.6K	76.300 77.400	80.500 81.600	82.400
9.4K	80.600 81.300	84.800 85.500	86.300
10.0K	83.700 84.400	87.900 88.500	89.400
11.4K	92.200 92.900	96.400 97.100	97.900
12.2K	96.900 98.200	101.100 102.200	103.000
12.8K	101.629 102.329	105.629 106.329	107.129
14.0K	109.189 110.186	113.186 113.386	114.486
15.6K	119.329 119.629	122.829 123.129	123.829

流域および河川の概要

- 九十九川は、越辺川の支流であり、東松山市の岩殿丘陵を源とし、都幾川と越辺川の合流点上流側で越辺川と合流する流域面積9.4km²、流路延長6.0kmの一級河川です。
- 九十九川の流域は、北と東を都幾川に、南を越辺川に挟まれており、岩殿丘陵と水田地帯で構成されています。
- 九十九川の上流部は、水田の中を流れ、中流部から下流部にかけては、水田地帯と住宅地の中を蛇行しながら流れており、川幅は狭く、河川環境は比較的単調となっています。



流域図



治水計画

- 九十九川は河道改修済みですが、昭和57年9月や平成11年8月の洪水の際に、越辺川の背水の影響により浸水被害が生じました。また、令和元年東日本台風の際に、越辺川との合流点で発生した氾濫により、甚大な浸水被害が生じました。このため、九十九川と越辺川の合流点において以下の整備を行います。

【整備内容】

- 調節池等整備
- 排水機場の設置

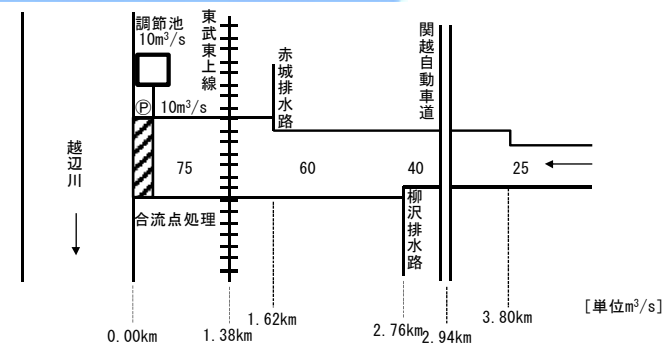
整備にあたっての配慮事項

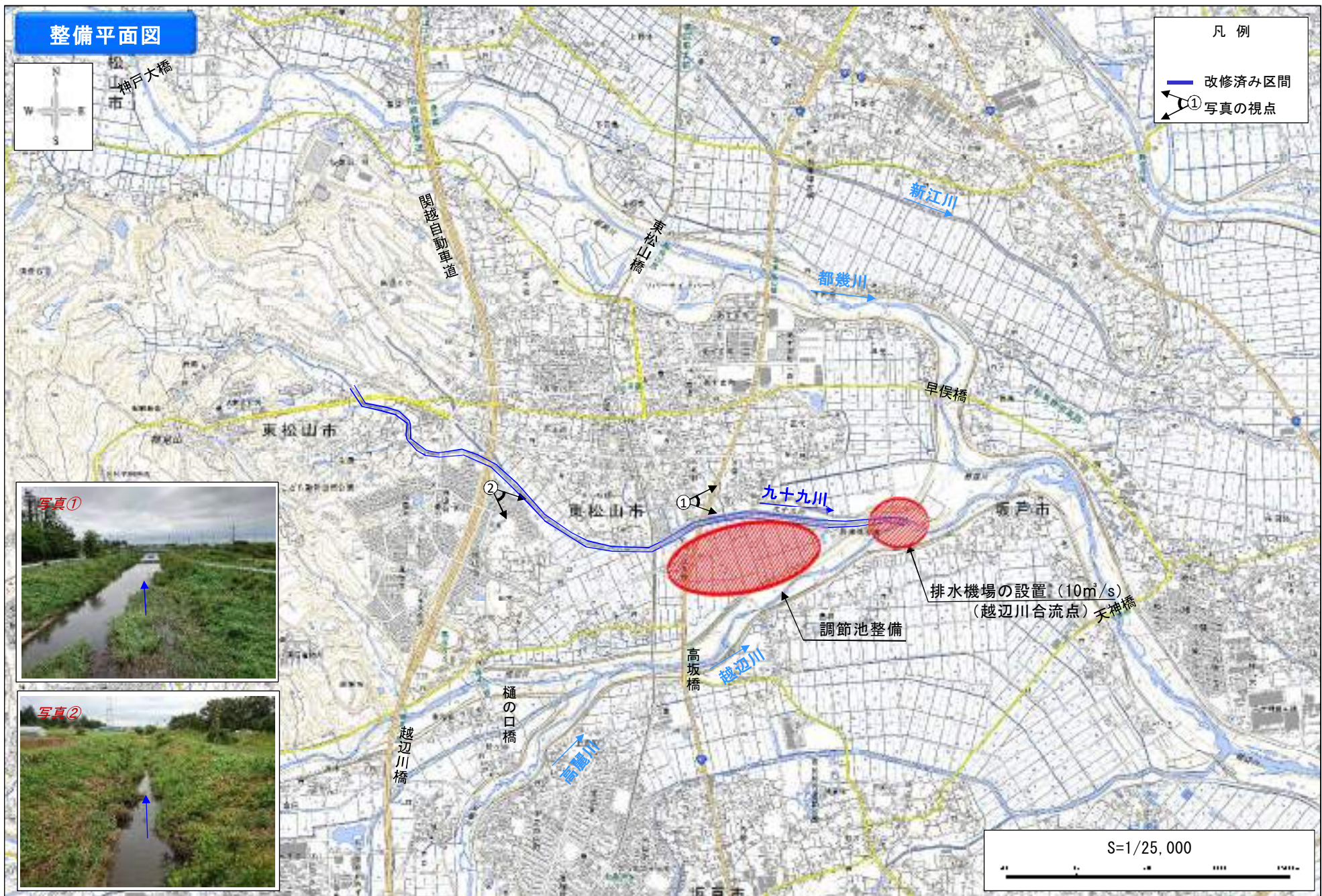
- 周辺の生態系に配慮して合流点処理を行います。
- 越辺川との連続性を確保するなど、合流点周囲における湿地等の環境を保全するように努めます。
- 流域内にグリーンインフラを取り入れることを検討し、水域の連続性の確保や、流域に広がる生物の生息・生育の場を結び生態系ネットワークの形成に努めるとともに、グリーンインフラによる多重防御治水と環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていきます。

河川沿いの状況



流量配分図

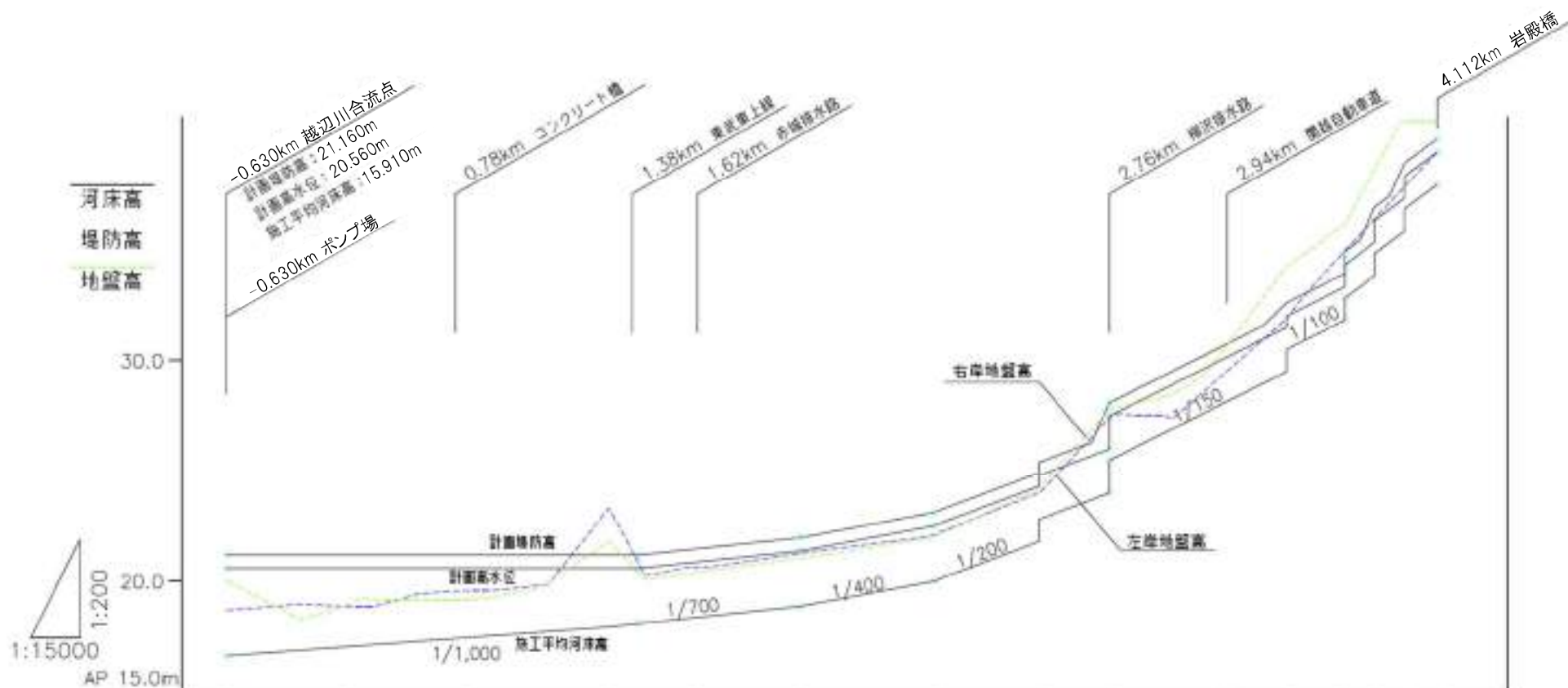




九十九川整備平面図 S=1/25,000

縦断図

九十九川縦断図



測点	施工平均河床高	計画水位	計画堤防高
0.0K	16.614	20.560	21.160
0.4K	17.014	20.560	21.160
0.8K	17.414	20.560	21.160
1.3K	17.914	20.560	21.160
1.6K	18.343	20.843	21.443
1.95K	18.842	21.342	21.942
2.4K	19.967	22.467	23.067
2.76K	21.767	24.267 (24.767)	25.367
3.0K	23.967	25.967 (27.467)	28.067
3.4K	28.133	30.133	30.733
3.6K	29.467	31.467 (32.467)	33.013
3.8K	31.800	33.800 (34.300)	34.900
3.9K	33.800	35.300 (36.300)	35.900
4.0K	35.800	37.300 (38.300)	37.900
4.112K	37.920	39.420 (39.720)	40.020

流域および河川の概要

- 高麗川は、越辺川の支流で、流域面積94.8km²、流路延長32.4km（県管理区間）の一級河川です。
- 高麗川は、飯能市、横瀬町、ときがわ町の境である苅場坂峠付近を源とし、山間部を流れ下流の国管理区間で越辺川に合流します。県管理区間の河道は、自然河川で蛇行が大きい傾向があります。
- 高麗川は、蛇行した自然河川の姿を今も残しており、瀬・淵や河畔林が連続する自然豊かな河川です。
- 上流域の山林や里山と、中流域の台地・段丘崖に沿った斜面林が連続しており、緑のネットワークを形成しています。



流域図



治水計画

- 高麗川では令和元年東日本台風の際に、越水による浸水被害が生じました。このため、以下の整備を行います。

【整備内容】

- 河道改修：6.4～17.0km、23.0～32.0km
上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道掘削、築堤を実施

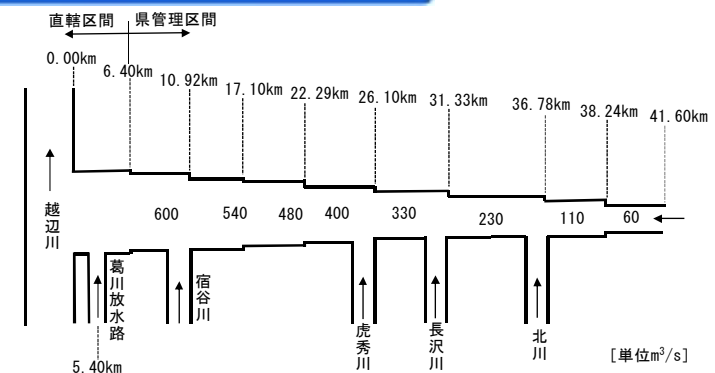
整備にあたっての配慮事項

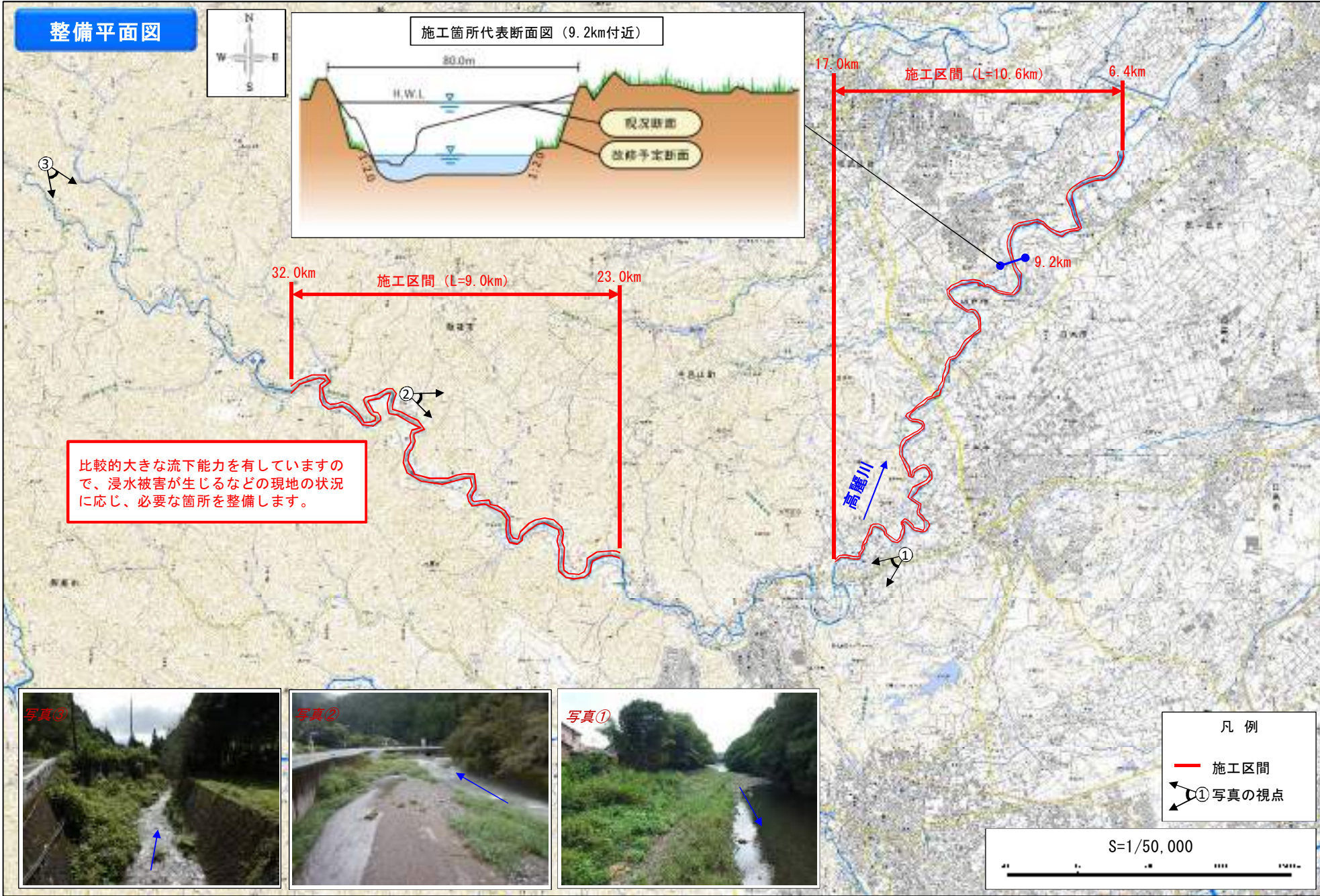
- 河道内の瀬・淵の創出に努めます。
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 河道改修においては、動植物の生息状況の把握と、必要に応じた回避・移植などの対策に努めます。
 - 現地発生材を利用し、緩急の変化に富んだ自然な河岸を形成します。
- 既存の良好な河岸の斜面林を極力保全するように努めます。

河川沿いの状況



流量配分図

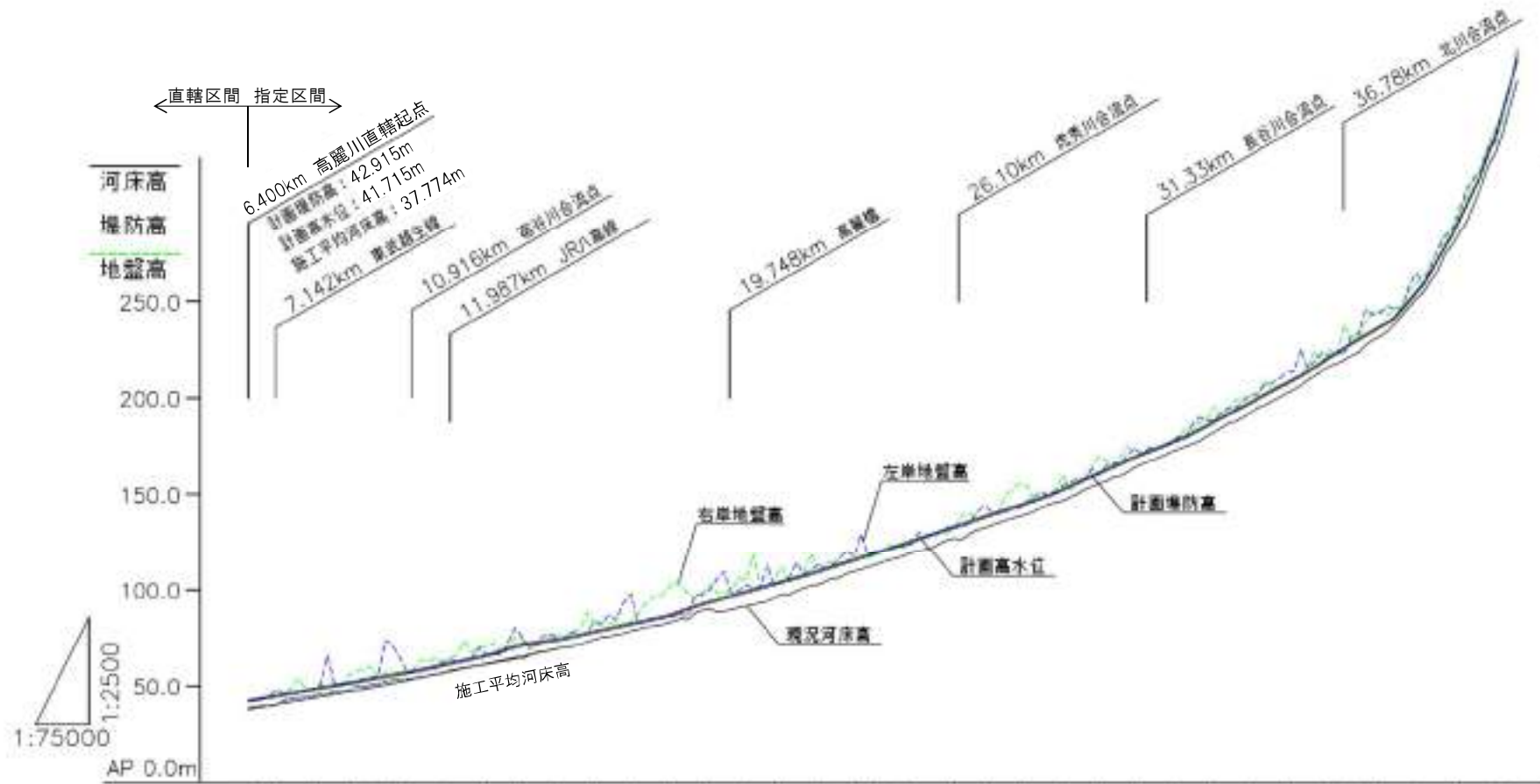




高麗川整備平面図 S=1/50,000

縦断図

高麗川縦断図



測点	施工平均河床高	計画高水位	計画堤防高
6.4 K	37.774	41.715	42.915
7.0 K		43.715	44.915
8.0 K		47.048	48.248
9.0 K		50.382	51.582
10.0 K	49.774	53.715	54.715
11.0 K		57.082	58.082
12.0 K		61.164	62.164
13.0 K		65.245	66.245
14.0 K		70.960	71.960
15.0 K	69.509	73.409	74.409
16.0 K		77.490	78.490
17.0 K		81.572	82.572
18.0 K		85.563	86.563
19.0 K		91.965	92.765
20.0 K		97.228	98.028
21.0 K		102.491	103.291
22.0 K		107.754	108.554
23.0 K		113.708	114.508
24.0 K		119.958	120.758
25.0 K		126.208	127.008
26.0 K		132.458	133.258
27.0 K		138.708	139.508
28.0 K		144.958	145.758
29.0 K		152.041	152.841
30.0 K		160.375	161.175
31.0 K		168.708	169.508
32.0 K		176.208	177.008
33.0 K		185.065	185.865
34.0 K		195.065	195.865
35.0 K		205.065	205.865
36.0 K		215.565	216.365
37.0 K		227.509	228.109
38.0 K		238.621	239.221
39.0 K		258.621	259.221
40.0 K		292.176	292.776
41.0 K		336.176	336.776
41.6 K		375.343	375.943

くずがわ・くずがわほうすい 葛川・葛川放水路

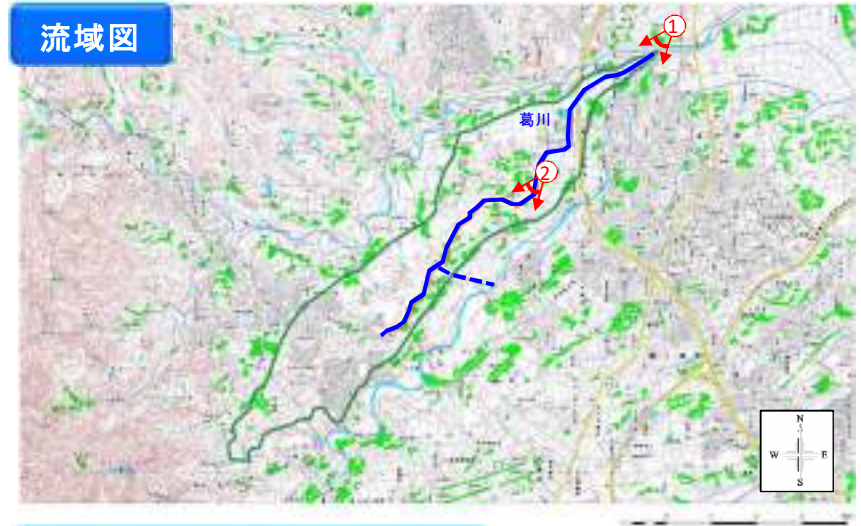
KUZUGAWA, KUZUGAWA-Housuiro

流域および河川の概要

- 葛川は、毛呂山町の毛呂山総合公園付近を源とし、JR八高線、東武越生線、関越自動車道を横断し、越辺川に合流する流域面積13.3km²、流路延長7.8kmの一級河川です。
- 葛川流域のJR八高線及び東武越生線に沿線地域は、もともと農業地域でしたが、大規模な宅地開発がされています。
- 上流域では、宅地の中を流れる都市河川、中流域では、水田や宅地、平地林の中を蛇行して流れる比較的自然豊かな河川、下流域は区画整理に伴い直線化された水田の中を流れる河川といった上・中・下流で河川環境が異なる河川です。



流域図



治水計画

- 葛川では、昭和57年9月や平成11年8月、令和元年東日本台風の際に、河道の流下能力不足と越辺川の背水の影響により浸水被害が生じました。このため、葛川では以下の整備を行います。

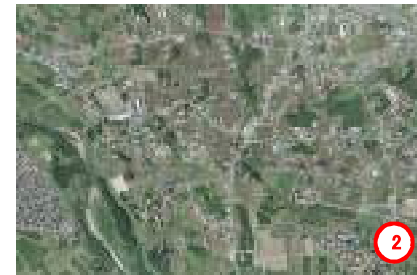
【整備内容】

- 調節池等整備
- 排水機場の設置
- 河道改修：3.2～7.9km（一級河川上流端）
上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道拡幅、築堤を実施

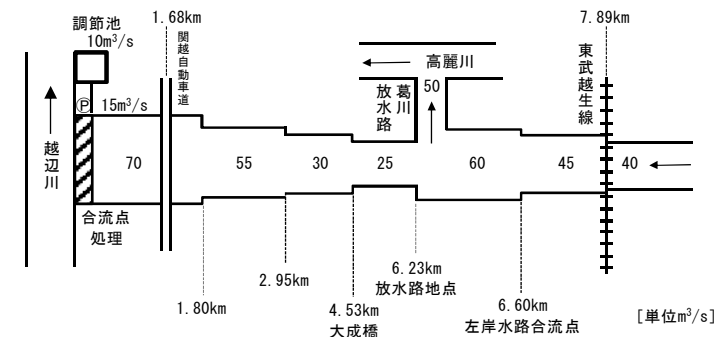
整備にあたっての配慮事項

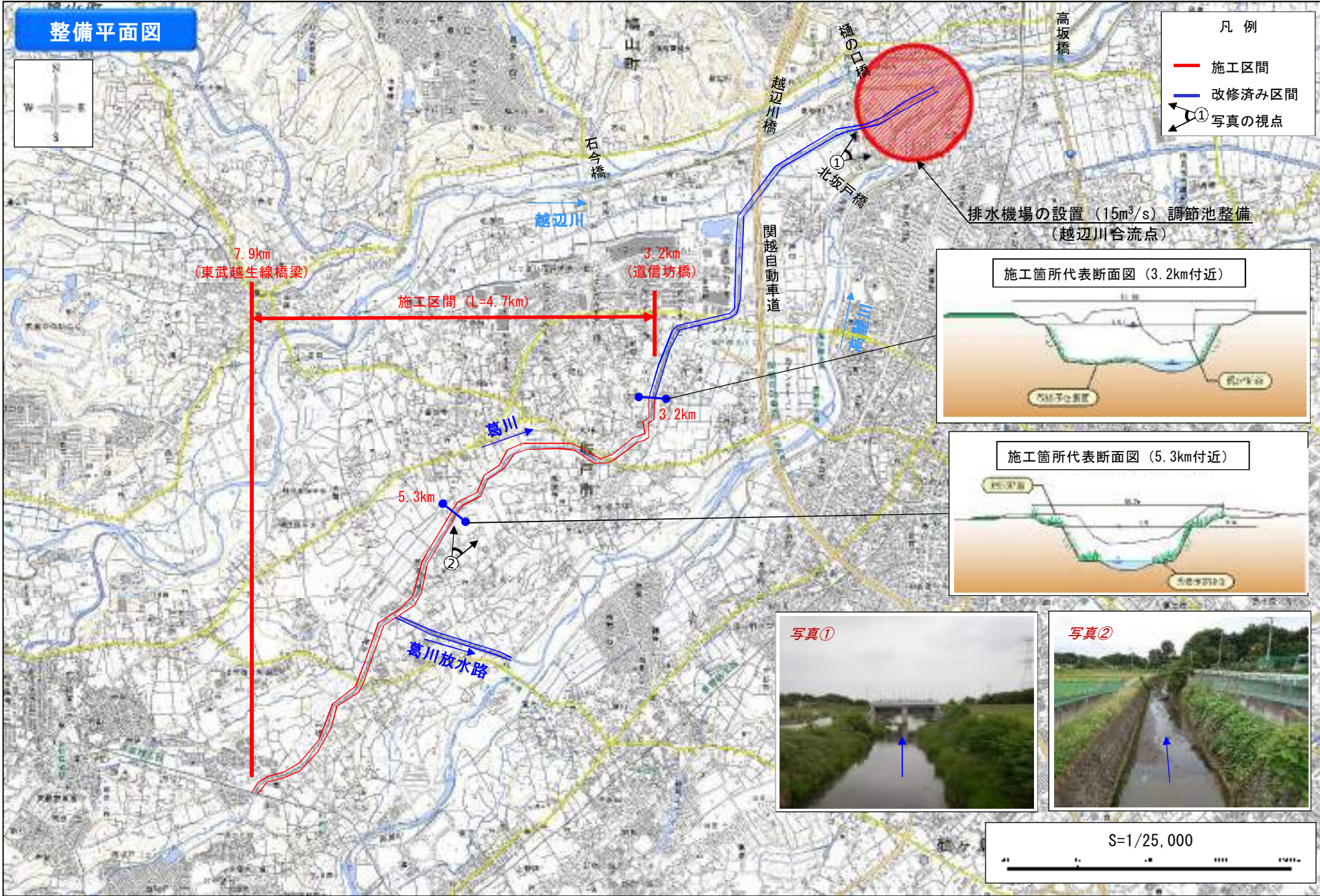
- 河道内の瀬・淵の創出に努めます。
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 河道改修においては、動植物の生息状況の把握と、必要に応じた回避・移植などの対策に努めます。
 - 現地発生材を利用し、緩急の変化に富んだ自然な河岸を形成します。
- 既存の良好な河岸の斜面林を極力保全するように努めます。
- 越辺川との連続性を確保するなど、周辺の生態系に配慮して合流点処理を行います。
- 落差工は魚類等の移動に配慮します。

河川沿いの状況



流量配分図

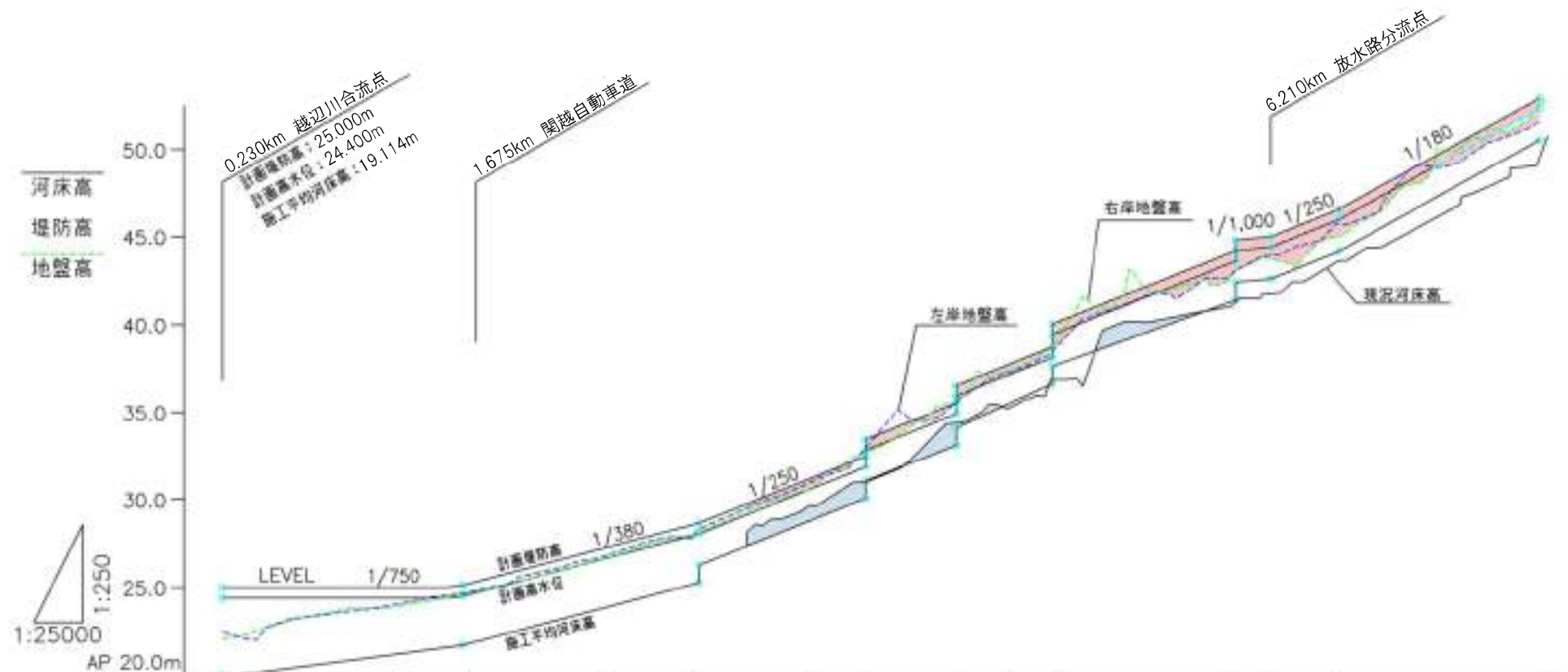




葛川整備平面図 S=1/25,000

縦断面図

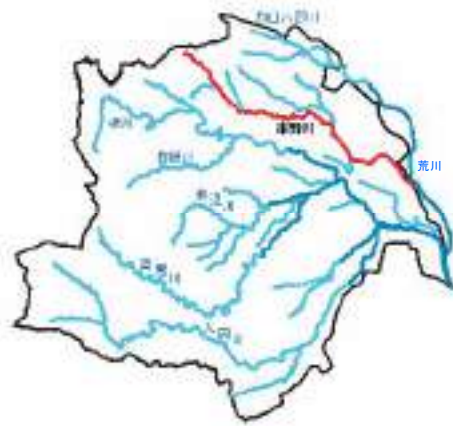
葛川縦断面図



測点	施工平均河床高	計画高水位	計画堤防高
0.23K	19.114	24.400	25.000
0.6K	20.385	24.400	25.000
1.2K	21.184	24.400	25.000
1.6K	21.717	24.517	25.117
2.4K	23.822	26.622	27.222
2.95K	25.269	28.069	28.669
3.6K	28.869	30.669	31.269
3.9K	30.069	31.869	32.469
	29.069	32.869	33.469
4.416K	33.133	34.933	35.533
	32.133	35.933	36.533
4.716K	35.333	37.133	37.733
4.963K	35.321	38.121	38.721
	36.321	39.424	40.024
6.01K	41.812	43.612	44.212
	40.812	44.212	44.812
6.21K	42.612	44.612	45.012
6.6K	44.172	45.972	46.572
7.747K	50.544	52.344	52.944

流域および河川の概要

- 市野川は、荒川の支川であり、寄居町牟礼付近の丘陵地帯に源を発し、中流域で東松山市の市街地を流れ、その後吉見町、川島町の水田地帯を流下し、荒川の55.6km付近（太郎右衛門橋上流）で合流します。
- 市野川の流域面積は146.6km²、流路延長は38.2kmであり、主な支川は、上流より新川、粕川、滑川、新江川の順に合流しています。
- 市野川の上流部は、里山の間に広がる農耕地の中を流れており、周辺は谷地の湿地が点在する多様な環境が集約する地域となっています。
- 市野川の中流部は、嵐山町や東松山市等の市街地、農耕地や平地林の中を交互に流下します。河道内には植生が繁茂し、所々に河畔林も連続して見られます。



流域図



治水計画

- 市野川では、昭和57年9月、平成11年8月、令和元年東日本台風の際に浸水被害が生じています。このため、以下の整備を行います。

【整備内容】

- 堤防補強：0.0～6.9km
- 河道改修：6.9～29.5km
上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道掘削、築堤を実施
- 水辺空間整備：16.8～18.0km

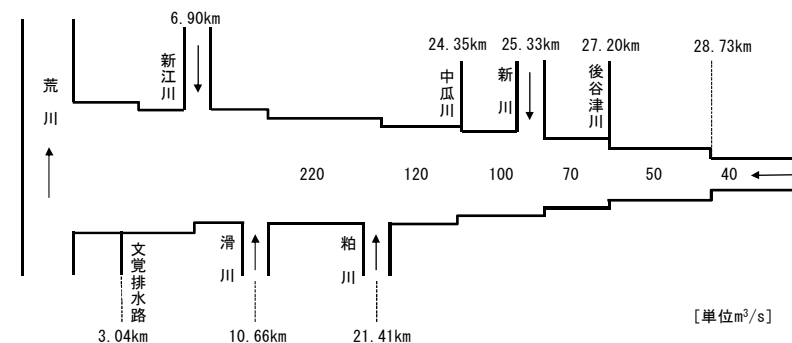


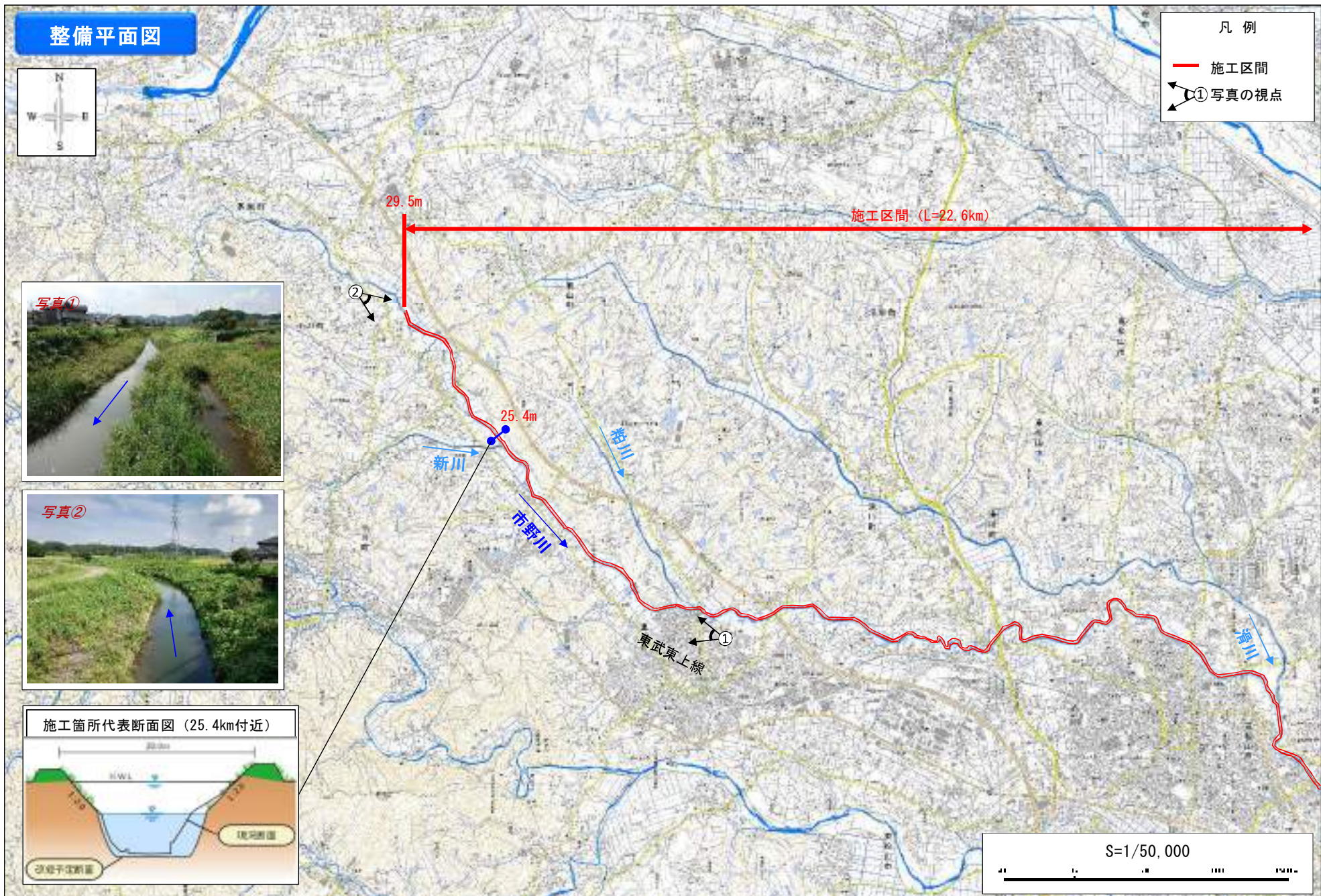
河川沿いの状況

整備にあたっての配慮事項

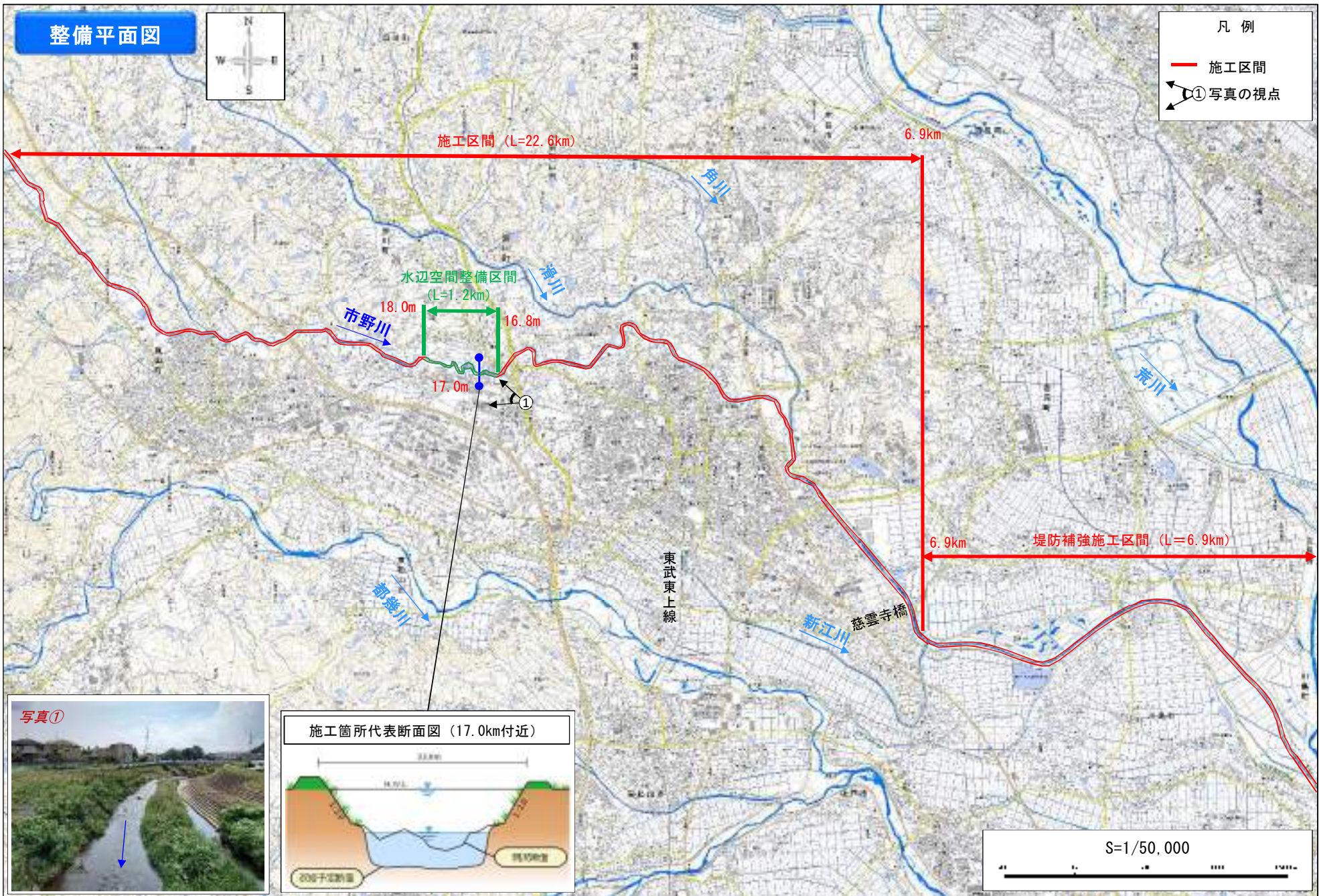
- 河道内の瀬・淵の創出に努めます。
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 河道の掘削においては、動植物の生息状況の把握と、従来からの環境力復元するなどの対策に努めます。
 - 現地発生土砂・木杭など、自然の材料を用いて多様な水辺の創出に努めます。
- 落差工は魚類等の移動に配慮します。

流量配分図

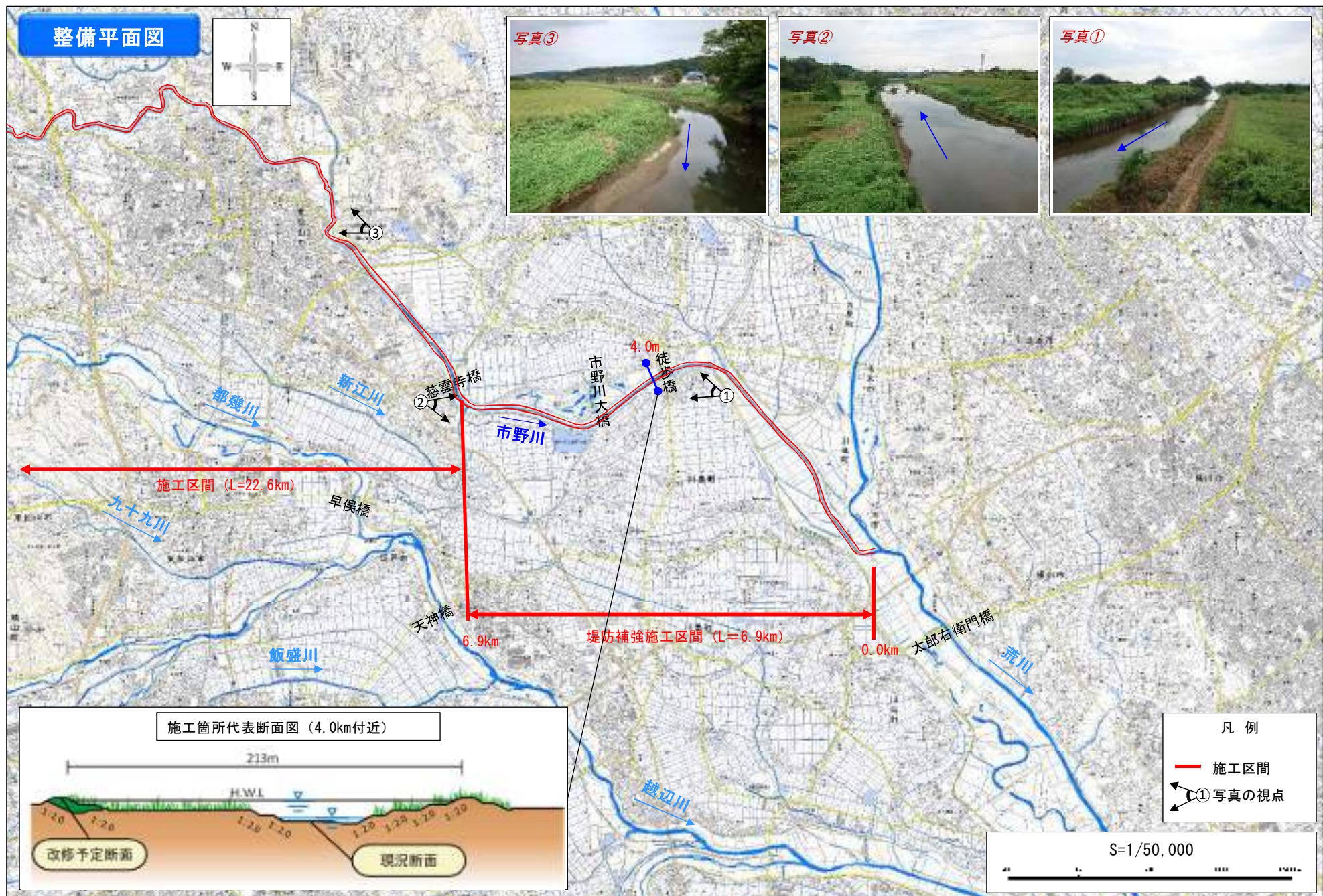




市野川整備平面図1/3 S=1/50,000



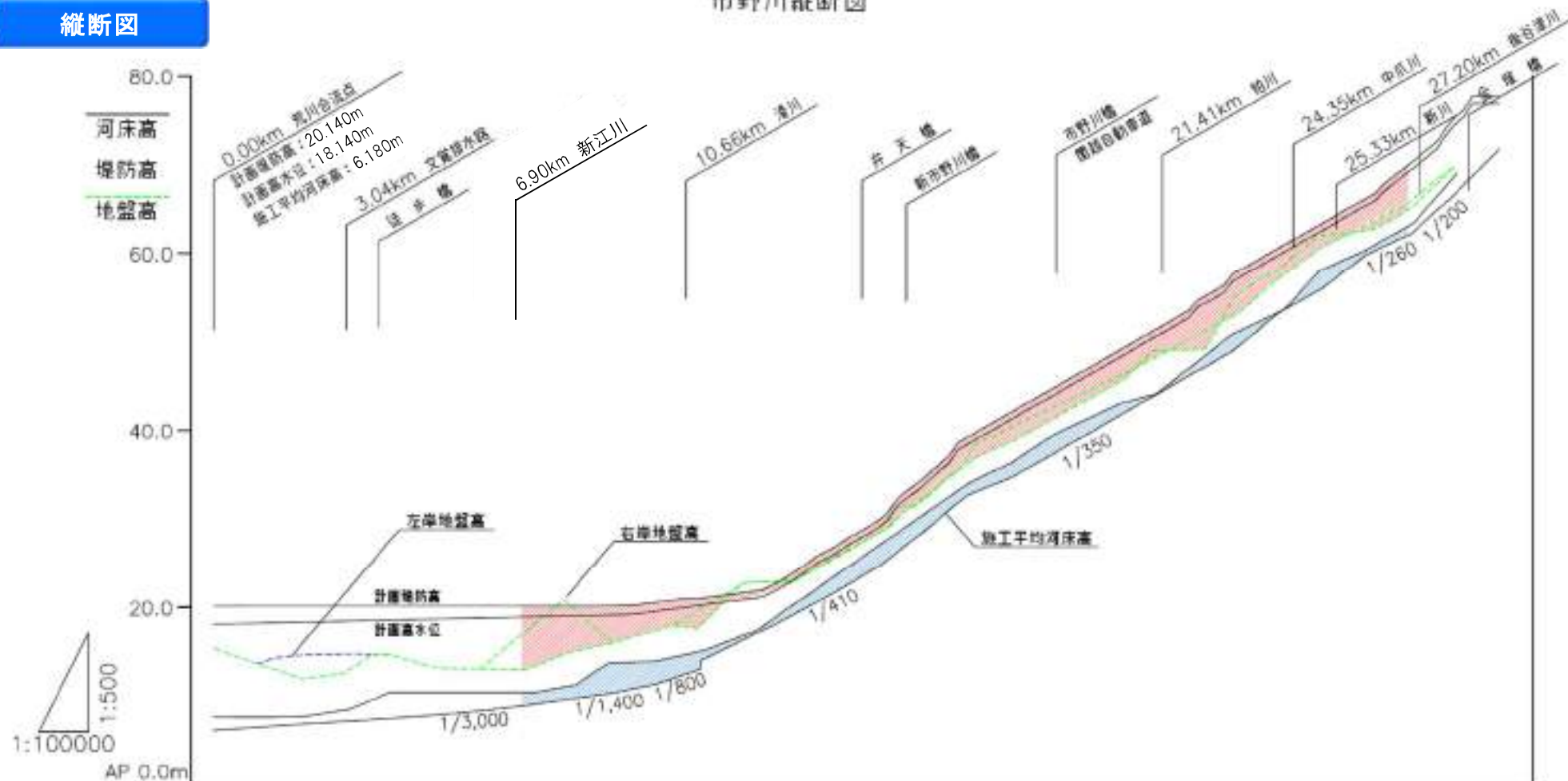
市野川整備平面図2/3 S=1/50,000



市野川整備平面図3/3 S=1/50,000

縦断図

市野川縦断図



測点	施工平均河床高	計画高水位	計画堤防高
0.0K	6.180	18.140	20.140
1.0K	6.520	18.230	20.142
2.0K	6.860	18.340	20.142
3.0K	7.190	18.460	20.142
4.0K	7.520	18.570	20.142
5.0K	7.860	18.690	20.142
6.2K	8.330	18.830	20.142
7.0K	8.900	18.920	20.142
8.0K	9.620	19.030	20.142
9.0K	10.330	19.150	20.150
10.0K	11.350	19.570	20.570
11.0K	14.030	20.240	21.040
12.0K	16.470	20.910	21.710
13.0K	18.940	22.640	23.440
14.0K	21.680	25.380	26.180
15.0K	24.630	28.330	29.130
16.0K	28.500	32.230	33.030
17.0K	32.720	36.520	37.320
18.0K	34.710	38.410	39.210
19.0K	37.560	41.260	42.060
20.0K	40.420	44.120	44.920
21.0K	43.280	46.980	47.780
22.0K	46.140	49.840	50.640
23.0K	48.510	52.690	53.490
24.0K	51.870	56.870	57.670
25.0K	54.720	59.720	60.520
26.0K	57.760	62.570	63.370
27.0K	60.890	65.430	66.230
28.0K	65.090	69.400	70.000
29.0K	71.580	73.980	74.580

流域および河川の概要

- 新江川は、東松山市の中心市街地の南側を源とし、同市の古凍地先において、市野川の右岸に合流する流域面積10.9km²、流路延長3.4kmの一級河川です。
- 新江川の上流域は丘陵地帯となっており、中流域から下流域の左岸側は、斜面に沿った住宅地であり、対する右岸側は水田地帯となっています。
- 新江川の上流から中流は、水田の中を流れる直線区間の多い農業用水路的な景観となっていますが、河道の中には植生が繁茂しています。
- 新江川の下流は、蛇行が見られるようになり、所々に河畔林も連続しています。



流域図



治水計画

- 新江川は河道改修済みですが、令和元年東日本台風の際に、市野川の背水の影響により浸水被害が生じました。このため、新江川と市野川の合流点において以下の整備を行います。

【整備内容】

- 調節池等整備
- 排水機場の設置

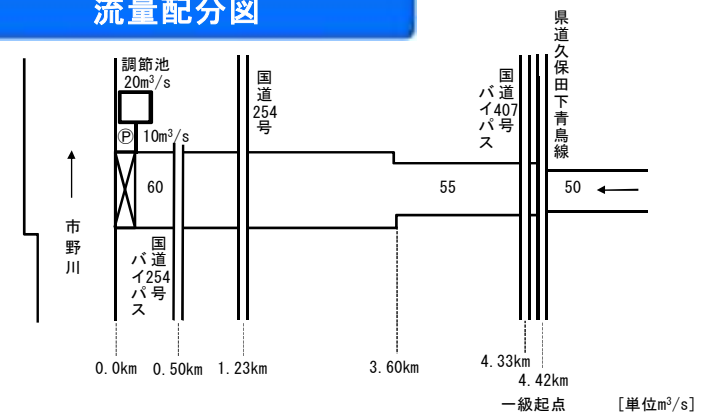
整備にあたっての配慮事項

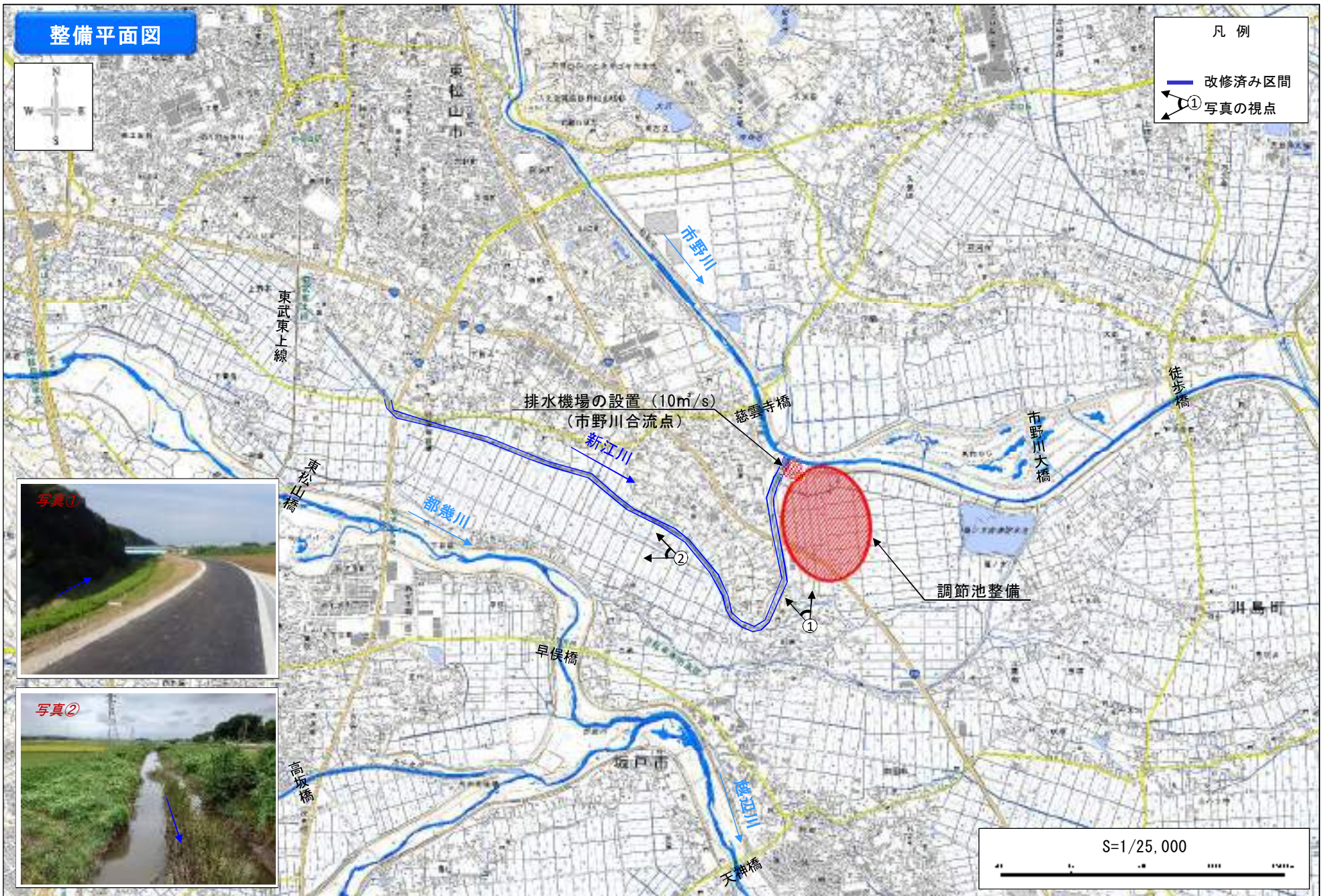
- 生態系に配慮した多自然川づくりを行います。
 - 調節池の整備や排水機場の設置においては、動植物の生息状況の把握と、必要に応じた回避・移植などの対策に努めます。
 - 現地発生材を利用し、緩急の変化に富んだ自然な河岸を形成します。
- 市野川との連続性を確保するなど、周辺の生態系に配慮して合流点処理を行います。

河川沿いの状況



流量配分図

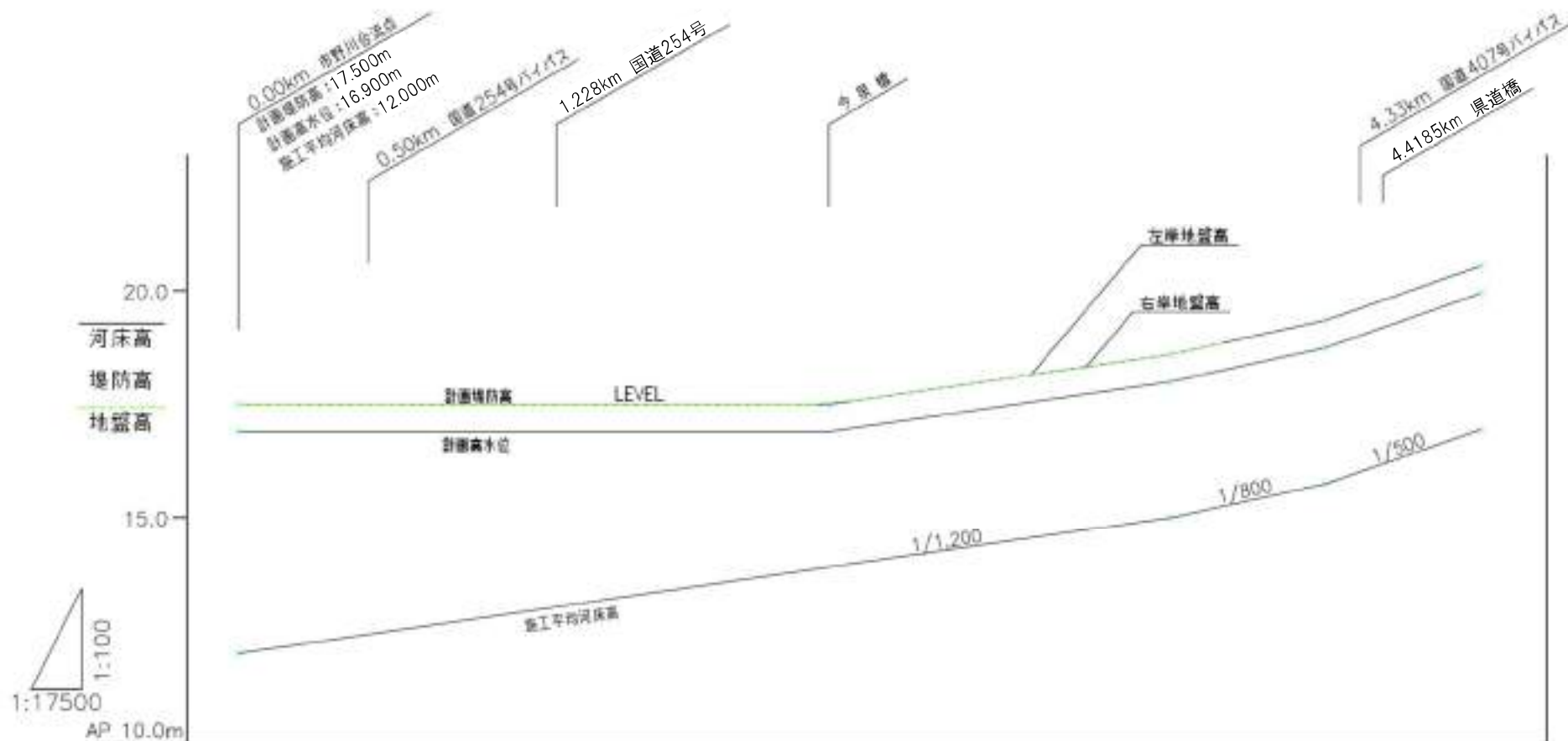




新江川整備平面図 S=1/25,000

縦断図

新江川縦断図



測点	施工平均河床高	計画水位	計画堤防高
0.0K	12.000	16.900	17.500
0.4K	12.332	16.900	17.500
0.8K	12.666	16.900	17.500
1.2K	13.000	16.900	17.500
1.6K	13.332	16.900	17.500
2.0K	13.666	16.900	17.500
2.28K	13.900	16.900	17.500
2.4K	14.000	17.000	17.600
2.8K	14.332	17.332	17.932
3.2K	14.666	17.666	18.266
3.6K	15.000	18.000	18.600
4.0K	15.500	18.500	19.100
4.2K	15.750	18.75	19.350
4.4185K	16.187	19.187	19.787
4.8K	16.950	19.950	20.550